

平成19年度 第11回北海道道州制特別区域提案検討委員会 会議録

日 時：平成19年12月7日（金）13:00～16:23

場 所：北海道労働委員会会議室

出席者：

（委員）井上会長、五十嵐副会長、佐藤委員、宮田委員、山本委員

（事務局）川城地域主権局長、井筒地域主権局次長、
出光地域主権局参事、田中地域主権局参事
下岡経済部観光のくにづくり推進局主査

○川城地域主権局長：

今日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

山本委員、少し遅れられるということで、ご連絡を頂戴しておりますが、定刻でございますので、第11回になります、道州制特区提案検討委員会を開催をさせていただきたいと存じます。

会長、議事のほうよろしくお願い申し上げます。

○井上会長：

お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

4人で、定足数ぎりぎりでありますけれども、一応定足数を満たしているということで、これから審議を進めさせていただきたいと思っております。

それで、今日の実質的な審議に入る前に、これまでの経緯も含めて整理をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料の1が配布されておりますので、それに基づいてということで、させていただきたい。

それで前回は第10回ということになりますが、このところに◎という形についておりますけれども、これは検討を積み重ね、そして第2次答申に向けてということで、◎は整理案を検討という形で、答申案に行く一歩前の論点整理等々をさせていただいたものであります。

それで、上から①森林審議会関係、②人工林資源関係、③が国土利用関係、更に④が循環型社会関係ということでありました。更に、今の環境という部分に続きまして、真ん中にあります観光について、同様に検討をしてまいりました。それでそのところの、同じく◎について、答申をしていこうということの基本方針のもとに、議論を進めました。そしてそれは、今日ですね、答申案という形でそのたたき台が提出されております。それは⑤の観光振興特区という形で括っておりますが、地域限定通訳案内士というもの、更にその下のほうに移りまして、⑤観光振興特区で同じであります、かっこ、外国人人材受入れというようなところ。これは審議の結果、第2次答申にということで、更なる案というものをご検討いただきたいということで、事務局に付したところでありました。それで、それ以外のところは、これは1つ観光で、空港の一括管理というものが残っておりますけれども、これも少し引き続き検討しという形で、まだ今日の段階では整理案のところまではいってなくて、更なる継続審議という形を今日、させていただきたいというふうに思っております。更に、その10回のところに○がついておりませんが、上のほうの観光のところですが、56、特定免税店制度というところに、同じく

○がついておりまして、これはどの程度、その後ですね、詰めていただいたか、まだお聞きしておりませんが、今日一応ですね、事務局からの説明というものをいただきたいというふうに思っております。それで残りの地方自治のところではありますが、先週ある程度の時間を割きましたのが、⑨の町内会事業法人制度というところでありまして、これは参考人に来ていただいて、このところの趣旨等について、説明をいただいたということでもあります。更にその上のほうですね、地方自治法規密度というところに○がありますけれども、ここは十分な審議をしておきませんので、今日、引き続きですね、審議をさせていただきたい。あと、これまでの懸案で、進行中だということだけで説明を受けておりましたけれども、⑩のですね、緊急自動車というところ。これも今日併せてですね、論点整理を兼ねて説明をいただきたいというふうに思います。

それで今日審議するのは、11回ということ、今説明した10回との関連で、☆印なり○、あるいは◎ということがついておりますので、そういうことで審議をいただきたいと思っております。

それでは、今日の審議ということでもありますけれども、答申案の審議について、今日審議する内容、項目等々についての考え方、事務局のほうからご説明方いただきたいと思っております。

○田中地域主権局参事：

資料1のとおり進めてまいろうと思っておりますが、その下に項目別資料一覧というのがございます。その目次のところで、先ほど答申案ということで、資料2以下6-2までということにつきまして、一応答申案ベースでのご説明。また、整理案・検討資料とございますけれども、特定免税店制度、また空港につきましてはいわゆる現状と、また国費予算要望のあり方とか、その辺につきまして整理をいたしましたので、ご説明したいと思っております。また、地方自治法の規律密度の関係、町内会事業法人、緊急自動車、これにつきまして、検討資料又は町内会につきましては整理案という形で、ご説明をさせていただきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

今、説明があったような形で、審議を進めてまいりたいと思っております。

答申案、資料の2以下。更に整理案・検討資料という形で、資料7以下ということで、これらの資料に基づいて、本日の審議は進めてまいりたいと思っております。

ただですね、一応ここまでの時間がというふうに事前にお話いただいております、佐藤委員のほうで、一応3時半ぐらいまでは大丈夫だということでありましたけれども、ただですね、それ以前に終わってほしいと思うのですが、終わらない場合ということをご想定しましてですね、福士委員が今日のご欠席で、どうしても佐藤委員のお知恵を拝借しなければいけないという部分がありますので、そのところをまず最初にやっていきたいというふうに思っております。それは地方自治のところ絡んで、⑧の地方自治法規密度のところ、更に、町内会事業法人制度、緊急自動車というようなどころについて、まず議論をし、その後、上のほうの環境、観光というところの順序でやらせていただきたいというふうに思っております。

あと1点なのですが、これはもう委員の皆さん方に事務局のほうから、日程の調整でお手数をおかけしてと思っておりますが、今日ここで審議して、その地方自治法に関連でありますけれども、とりわけ、もうここでやらないというふうになれば、もうそれはそれでいいのですが、想定するに少しまだ答申案というところまでは、これはいってません

ので、答申を実際にする前の段階で、もう一度ここで検討いただかなければいけないということで、もう1回、年末のお忙しいところに申し訳ないわけですが、会議を開催させていただかなければいけないのではないかというふうに思っておりますので、その点をお含み置きいただきたいというふうに思います。

先ほど申し上げましたけども、その他のところでは、緊急自動車とかですね、あるいは空港の一括管理とか、あるいは特定免税店制度というのは、これは☆印になっていないので、答申する場合には☆印というところをつけたところ、つまりそれについての答申案の検討ということがありますので、今のままだけでは、これらは答申案に織り込むことができないので、あと1回やらざるを得ないのかなということが、その判断根拠であります。

ではですね、答申案等の審議についてということで、まず事務局のほうから説明をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○出光地域主権局参事：

それでは、私のほうから地方自治関係のほうのご説明をさせていただきたいと思えます。先に恐縮ですが、83ページからご覧いただきたいと思えます。資料の83ページでございます。

町内会事業法人制度の創設でございます。

前回までのご議論を踏まえまして、中身を更に組み立て直しまして、今回整理案という形で、整理をさせていただきました。そのバックボーンとなっているものが84ページ以下でございますので、恐縮ですが更にページをお開きいただいて、84ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、町内会事業法人制度の創設の意義というところを、3点整理をしてみました。

1点目が、この町内会というものが果たしている公共的な役割に法的な位置づけを与えようという点でございます。地域主権型社会というものを展望しますと、コミュニティの再生・強化がやはり必要だろうと。そのための重要な担い手として、この地縁的な組織である町内会が果たしている公共的な役割というものを、法的にきちんと認めて、活動に位置づけを与えようというものでございます。

そしてその下に3点ほど整理しておりますが、その2点目ですけれども、NPOでいきますと、NPOは平成10年制定の特定非営利活動促進法、いわゆるNPO法によりまして、幅広く法人格が取得できるようになったわけでございますけれども、町内会は地方自治法において、かなり限定的な範囲で、つまり町内会館の保有という目的、そういう限定的な範囲でだけしか、法人格が取得できないと。そういう点では、NPOに比べますと町内会のほうは、法的な手当というのが立ち後れているのではないかというふうに考えます。それから北海道の事情としまして、全国の中でも高齢化が特に進んで、人口密度が希薄な北海道においては、特にコミュニティの基盤強化に取り組むと、そういう必要があるのではないかというのが1点目でございます。

それから2点目としまして、住民による支え合いの活動を活性化を、この制度によって活性化をしていこうということでございまして、この制度の創設によりまして、住民が相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組むと。そういう事業、前回までコミュニティビジネスと表現してましたけども、コミュニティビジネスと言った時に、まだちょっと広すぎるかなというくらいが考えられましたので、少しポイントを絞って、こういうふうに相互に扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業ということで定義づけてみましたが、そういう事業に町内会が一層活発に取り組んでいただいて、それによってコミュニティの再生・強化が進むということが期待

できるのではないかと。

そして現に、その下にまた5点ほど整理しておりますけれども、実際に住民の皆さんが、自分達の住む地域のために役立つ事業を始めようと志す時に、現実には今ある町内会の組織的基盤というのを使えるために、創業が容易になるという利点があるだろうと。そして町内会が法人格を取得することで、例えば町内会名義でローンを組んで自動車を購入するということが可能になるわけでありまして、現状ですとそういうことをやろうとすると、どなたか役員個人の名義で購入するしかないため、そもそも町内会として自動車を購入しようとする発想が出てこないわけでありまして。この他、これは町内会連合会といういろいろお話をしていますと、例えば葬儀用の祭壇を町内会で買って、みんなで使ったらいいんじゃないかとか、そういう備品購入ということも考えられるなというお話がございました。

それから3点目ですけれども、例えば先ほど町内会が保有する自動車というお話をしましたけれども、そういうのについて、税の軽減措置を講じるですとか、それから過疎地で料金を取って運送、乗り合いタクシーなどの事業を行う過疎地有償運送事業と。これも行える者の範囲が、これは国土交通省令で列挙されておりました、そこに列挙されたものでないという事業は行えないということですが、そういうものを、こういう町内会の法人格が創設されるとした時に、今度は条例でもってその指定範囲を拡大して行って、町内会でもそういう事業ができるようにすると。そういうことで、町内会が法人であるということ的前提として、更に制度を発展させるということも可能になると。今現在そういう法人格がなければ、何も他の制度で拡大のしようがないものですから、まず町内会のそういう事業をやるための法人という制度を設けることで、突破口が開けるといえるのではないかと。またあるいは指定管理者など、行政からの業務の受託に際しても、法人格を有することで、例えば町内会名義の預金口座を開いて、町内会名義で契約を締結できると。そういうことで、業務遂行の信頼性が増すということがあるのではないかと思います。それから自動車の運転ですとか会計事務などで、長時間継続的に働いてくれる人、これまでですと無償奉仕なり随時の謝礼ということで対応しているわけですが、事業をやっていくとなると、今度は正式に雇用契約を結んで一定の給与を払うという形で、これは町内会にとっても働くほうの人にとっても、相互にとって心理的負担の少ない関係を作ることができるのではないかと。そういうことを大きな2つ目で考えられるところでございます。

それから次の85ページにいきまして、3点目でございます。

コミュニティのあり方の制度設計を地方が行うという意義もまた、大きいであろうと。この地域のコミュニティのあり方についての、こういう制度設計というのを、法令で国において行うというのではなくて、地方がむしろ行っていくべきだろうと。それでこういう、町内会事業法人制度という制度を設けたとして、その細目を道の条例で定めるというものにするということで、道が北海道内のコミュニティのあり方について、制度の企画立案権限を持つことになるということの意味も大きいだろうと思っております。更に、広域中核市というものも別途ご検討いただこうと思っておりますけれども、町内会事業法人制度やこういう広域中核市、様々な形で、北海道独自の自治のかたちに関する企画立案というの、今後展望を開いていきたいと、そんなふうにも思っております。

なおその下のほうですが、仮にこの町内会事業法人の制度設計を北海道側で行うとした時の試案、全くの試案でございます、イメージでございますけれども、少し整理を試してみました。まず、地方自治法の中で法改正によって規定する事項というもの。これはどうしても法人格は法律でないと与えられないものですから、必要でございます、自治法では市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体と、

地縁による団体と言われているわけですがけれども、そういうものは地域住民が相互に扶助し又は地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を行うため、市町村長の認可を受けて法人格を取得することができる。全部の町内会に一律、法人になりなさいということではなくて、希望するところは、条件を整えば法人格を取得することができますよという規定でございます。そして認可を受けるための要件や手続等は、特定広域団体、これは道州制特区推進法でいけば北海道ということになるわけですが、この特定広域団体の条例で定めると。そして認可を受けた町内会は、税法上公益法人とみなすと。こういう大きく3点の規定を置いていただいているかどうかと。

それでは条例で規定する事項と。この条例で規定する事項を考える場合に、これは今、公益法人3法の改革が行われておりまして、平成20年12月に、この地方自治法の260条の2、町内会館等を保有するための法人格、その部分の改正が施行される予定でありまして、この町内会が町内会館等を保有するために認可を受ける、そこに関する規定が、公益法人以上に厳格な規定が今度置かれるということになる。かなりがっちりとした規定でございますけれども、それを参考として、まず一定の規定は設けなきゃならないだろうなというふうに思っております。それは前提としまして、北海道独自にどういう点を追加するかという想定をしてみましたけれども、例えば認可の申請には、町内会の構成員の4分の3以上の賛成が必要であると。これは、今の260条の2のほうでも、例えば規約の改正等、4分の3以上が必要だということになってますので、それに並びをとりました。それから2点目ですけれども、認可を受ける町内会は町内会憲章というのを定めて、その町内の自治の理念ですとか、運営の仕組みというのを明確にして、民主的で透明性の高い自治が行われるというものになっていること、というのを条件づける形で、こういうただの規約というよりは、町内会憲章というものを町内会で定めていって、みんなで自治のあり方というのを目標立てていこうというふうに行ってはどうかと。試案でございますけれども、そういうことも考えてみました。それから申請に当たっては、そういう事業を行う、事業内容を説明する資料を添付することと。それから認可を受けた町内会は、毎年度事業計画と前年度の事業報告を作成して公表すると。それから事業報告の作成に当たりましては、実際にアンケート調査等を行って、事業の効果を把握すること。政策評価に近い仕組みもビルトインしてはどうかと。それから認可を受けた町内会は、その実施する事業に関しまして、学校教育の題材として必要な情報提供等の協力を求められた時は、積極的に協力するよう努めると。こういう次の世代へのですね、教育効果ということも、ここに組み込んではどうかと。こんなような制度設計を仮に行ってはどうかとということを考えて見ました。

それから次の86ページでございますが、これは佐藤委員のほうから前回ご指摘がございまして、公益法人改革との関係はどうなっているのだろうかということ、いろいろな法人関係を、主なものを整理をしてみました。まず、国の法人格というのはいかなるふうになっているのだろうかという、これは国家の権利及び義務に関する条約、モンテビデオ条約というのがあります。ここで国際法上の法人格としての国家の要件というのが規定されております。それから次に、地方自治法の第2条で地方公共団体は法人とするというふうに規定をされております。これによりまして都道府県や市町村は法人ということになっております。それから260条の2で、町内会館を保有するために、町内会は市町村長の認可を受けて法人化できるという規定がございまして、それから独立行政法人については、独立行政法人通則法で法人とするようになっておりまして、これに連なるものとして国立大学法人というものもあるわけでございます。それから民法の34条で、公益に関する社団、財団で営利を目的としないものは主務官庁の許可を受けて法人となすと。これが社団法人、財団法人というものでございます。これは社団法人、財

団法人、かなり目的的にも広いものが例示をされておりますけれども、それぞれについて特別法という形で、例えば特定非営利活動促進法、NPO法でございます。それから私立学校法、宗教法人法、医療法、社会福祉法など、それぞれにまた、よりその目的にマッチをした特別法が定められて、こういったNPO法人ですとか、学校法人というものがあるという、こういう体系になっております。それから35条では、今度は営利を目的とする社団、これは商事会社設立の条件に従い法人となすという規定がございまして、これを受けて商法があって、商法に基づいて株式会社、合名会社、合資会社などの、商法上の会社法人があると。こういう体系でございます。更に一番下ですが、営利でも公益でもない団体としまして、中間法人法というものもございまして、これは同窓会とか業界団体が中間法人というものになっております。更に、労働組合法に基づいて労働組合、農業協同組合法に基づく農業協同組合と。こういった団体も個別法で規定をされております。そして今、公益法人制度改革3法というのが通りまして、平成20年のおおむね12月に施行される予定ですが、この中で社団法人と財団法人そして中間法人、これらを統合しまして、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、この4種類に移行をするという形になっております。この3法の改革の中でも、NPO法人ですとか学校法人はこの中には入りませんし、先ほどの町内会館保有のための認可を受けた町内会の法人、地縁団体、これもこの公益法人改革3法の一般社団法人等には入らないという形になっております。

それでこの一般社団法人とか一般財団法人というのは、どういうことなのかというのが、次の87ページ以下の、これは国が作ったパンフレットでございますけれども、現行の社団法人・財団法人というのは、全部主務官庁の許可が必要でありまして、主務官庁が公益性を判断して、ある面ではさじ加減で判断できるということで、いろいろそこに不透明な関係も生じがちと。天下りだとかいろんな話もありますけれども。そこをちょっと、きちんとしたものに整理をしようというのが、新制度でございます。そしてまず、一般社団法人と一般財団法人、これは基本的に登記のみで成立をするということで、非常に簡単に、今よりもずっと簡単に法人格が取得できると。ただ、税法上の特例等を受けるためには、公益社団法人、公益財団法人というものとして認められないと、認定されないと、そういう税の特例は受けることができませんよと。それでその認定に当たっては、第三者機関が判断をいたしますと。そういう形で改革が行われておりまして、法人格は登記だけで、非常に取りやすくすると。しかし、税法上の特例を受けたいというのであれば、第三者機関の審査を受けて、公益社団法人、公益財団法人として改めて認定されなければ、税法上の特例は受けられませんよと。そういう形に改革がされるということでございます。

以下88ページ、89ページは、その辺の更に細かい解説でございます。

更に90ページをお開きいただきたいと存じますが、90ページは林委員からご指摘のございました、NPO法人とこの町内会との関係の整理というところでございます。票の形にしてみました。まず上から2つ目の目的のところですが、NPO法人の場合は、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動と、その発展を促すんだと。市民の自由な社会貢献活動の発展を促すんだというのが法の目的でございます。これに対しまして、このかっこ仮称の町内会事業法人制度というのは、市町村内の一定の区域に住所を有する人の地縁に基づいて形成された団体、ここに法人格を付与することで住民が相互に助け合い、扶助し、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む、そういう事業を促進して、もって住民自治の振興に寄与するんだと。そこを目的として捉えております。

それから法人化の手续といたしまして、NPOは基本的に都道府県知事の認可、それ

で2以上の都道府県に事務所を設置する場合は内閣総理大臣から認証を受けるという手続でございます。これに対しまして町内会法人のほうは、市町村長から認可を受けることにしようと。そして国も道も、個別の町内会と接点を持つということはないようにしようと。道が市町村の頭越しに個別の町内会を指導監督するというのは、これはちょっとおかしなことになるのではないかとということで、基礎自治体、市町村の中のことは、あくまでも市町村にお任せをしようという趣旨で、むしろ道はタッチ、個別の町内会にはタッチしないと。そういう制度設計がいいのではないかと。

それから構成員は、NPOの場合は10人以上の社員が必要で、かつ、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないことと、非常にオープンな形というのがNPO法人のつくりでございます。これに対して町内会のほうは、市町村内の一定区域に住所を有する者が世帯単位に加入をすると。全世帯加入が理想ですし、また、よその地区に住んでる人がこっこの町内会に入ると、例えば小樽に住んでる人が札幌の町内会に入るということはできないと。こういう組み立てでございます。

それから法人の活動としまして、NPOの場合は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする、そういう活動でございます。これに対して町内会の場合は、地域の住民が、地縁による関係に基づいて、相互に扶助して、または地域の生活環境の維持向上に共同で取り組む事業を、住民が自ら企画し、住民間の役割分担によって自ら実施をすると。自分達の事業を自分達でやると。そういう位置づけで考えております。

そして収益事業についてですが、NPOの場合は、NPOとして本来的な非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるための収益事業というのを行うことができると。本来事業とは別にですね、収益事業というので稼いで、それを本来事業に充てるということができるという組み立てになっております。これに対しまして町内会の場合は、まさにその事業を行うための法人格であって、そこに公共性を見いだそうということですから、事業内容というのは法の目的に適合したものであって、その事業収入というのは事業を実施するために必要な範囲内であることと。何かこう、よその目的のために別に収益事業をやるというのではなくて、事業そのものが住民同士の支え合いの事業であることと、こういう限定をつけてはどうかと。こういう考え方で仮に制度設計をして、対比をしたものでございます。

更にその後ろの91ページでございますけれども、いろいろ論点になっているところを、Q&Aの形で整理をしてみました。

問の1としまして、このような制度を作らなくても、町内会が丸ごとNPO法人になれば足りるんじゃないでしょうかという問いを立ててみました。お答えとしましては、自由な社会貢献活動を目的とするNPOと、住民の自治組織である町内会とでは、自ずから組織の性格が異なるので、例えばNPOは特定の活動目的を掲げて、幅広い、いろんな人達が参加をすると。そういうオープンな組織であると。一方で町内会は、特定の地域の住民が、逆にその地域のあらゆる問題に取り組むという、そういう違いがあるわけでありまして、まさに地域に限定されて、しかしいろんな問題に全部取り組むという特徴をもった活動を通じて、地域の住民自治が発展していくということが考えられるということで、町内会については、他の制度で代替するということではなくて、町内会のための制度が必要ではないでしょうか。既に自治法で、町内会館の取得という、目的が限定的ですけれども、町内会に法人格を付与する規定があるわけですから、それを町内会館保有というだけではなくて、もっと拡大をしてですね、事業もできるという形で適用範囲を拡大しようというものでございます。というお答えでございます。

それから2点目としまして、事業に賛成する人も反対する人もいるんでしょうから、

賛成する人だけで別に、町内会とは別にですね、会社とかNPOを作って、事業をやるという方法もあるんじゃないでしょうかという問いに対しまして、お答えとしては、そういう方法をとるといっても、地域の住民の皆さんのご判断ですけれども、一方で賛成する人も反対する人も、ねばり強く対話を重ねて、この地域のために一体何が大事なのか、それぞれの人にどんな負担ができるのかというのを考えて、全員で力を合わせていく方法というのを見いだして、合意に達していくということに、また、地域の自治としての大きな意義があるんじゃないでしょうかということでございます。

それから3点目に、住民の合意が形成されないうちに何か事業が行われて、あとで住民全員が損害を負わされるという、そんな心配はないんでしょうかという問いを立ててみましたけども、お答えとしては、平成20年の公益法人3法改革で、今ある町内会館保有のための自治法260条の2の規定も、大幅に改正をされまして、町内会の運営方法というのが他の公益法人以上に厳格なものとなるわけございまして、例えば一般社団法人の定款の変更というのは、総構成員の過半数が出席する総会で3分の2以上の賛成が必要ということですが、この町内会館保有のための町内会の場合は、規約の変更については総構成員の、つまり総会に半分が出席すればいいというのではなくて、出席するしないにかかわらず、構成員全員の4分の3以上の同意が必要ということで、ずっと厳格な規定になっておりまして、こういうことから町内会事業法人制度についても、これを参考とした規定の整備が必要になるだろうというふうに思っておりますし、また、こういう法令上の規定整備もさることながら、住民の皆さんが日頃から町内会の活動に関心を持って、話し合いの場などに積極的に参加をしていただいて、住民全体としての結論を見いだしていくと。それが期待されるんじゃないでしょうかと、こういうふうにお答えを作ってみました。

以下、法制的な関連する規定等を資料として添付をしておりますが、ここは省略させていただきますまして、こういう考えの下に、先ほどの83ページでございますが、今お話を要約したものとして、83ページで整理案という形で整理をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

先ほどの資料の1では、◎になっておりまして、整理案検討という形で、本日はこれままでのですね、前2回にわたる、1回は参考人と呼んでということですが、それを受けて、整理案という形で事務局から提出を願いました。

それで83ページのところにありますように、ここのところは権限移譲という形で、現状そして今回新たにですね、こういった町内会事業法人制度の創設をした場合にはこういうふうになるというような形での例示がありました。

あと、その後に町内会事業法人制度の意義という形でいろいろな、有意義だというようなところの観点から説明があり、前回あるいは前々回、委員の皆さん方から出ていた、法人格に関わる法体系、あるいは前回出てたNPO法人と、そして町内会事業法人とは何がどう違うのですかというところを踏まえた上で、参考人の説明の後にですね、委員の先生方から出されたいくつかの疑問点というものを中心に、説明をもらいました。

これまでの事務局の説明等を踏まえまして、何かご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいというふうに思います。

それでそういったものの後に、今度はこれを、整理案という形で出ておりますので、答申案という形に持って行くのかどうか、まずそのあたりを押さえた上でですね、ご意見、ご質問をいただければというふうに思います。いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

特に最後に言及しました、91ページのQ&Aあたりのところ、特にクエスチョン3というのは、私の記憶では宮田委員から出たんじゃないかと思いますが、そのあたりを踏まえて、全体的に、特に質問あるいは意見があれば、お出しいただきたいと思いますし、この案件そのものの扱いをどういうふうにすればいいかというところまで、もし可能でしたら踏み込んでご提案いただきたいと思います。いかがでしょうか。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

これ、Qの1も2も3も、僕が言ったような記憶がありますけれども、林委員のほうからもご質問があったと思いますけども、ちょっと僕あの、まだ、いやいい案だなと今回は少し思うようになってきましたので、もうちょっとこの辺のところですね、本当にそのNPO法人だとか、あるいはその事業に賛成する人しない人、それから動き出してから法人格をもって、やはりその団体が、例えば例にもものってましたが、活動の中で銀行から借入れをしてですね、ローンを組むだとか、それが事業が失敗した時の責任は一体誰が持つことになるのかだとかですね、法人となった段階ではいろいろな責任の問題だとか、それから単に報告書を役所が受け付けるだけではなくて、企業の責任、そこで起きる事業の過失だとか、事故だとか、そういったものに対する責任だとか、これ極めて私たち会社を営んでいる人間にとっては、事業を法人格を取って行うということに関する責任というのはですね、町内会の形で決められた代表が、負うことになるわけですが、それが本当にそれでいいのかとかですね、私はその責任の所在ですとかね、というようなものが、本当にそれで、望まれてね、申請するわけですから、その辺も十分に検討されて出てくるんだと思うんですが、そういったところが本当に大丈夫なのかなど。でも、そういったことも検討して申請してくるわけですから、そういういろんな自治の、地域のコミュニティが必要とするような事業に対して、多分申請してくる、そして事業化しようということであろうと思いますので、老婆心ではありますけども、そういうこともあるのでね、そういったことも踏まえて、ちゃんと提出いただき、施行体制というか事業体制と言いますかね、そういったものもしっかりと審査をして、事業をしていけば、地域の中で新しい動きが出てくる、動きを阻害する何ものもないというふうには思いますので、その辺のところもうちょっと払拭されると、より現実的なものになってくるような気が、今日はいたしました。前は非常に不安だったんですが、こういった形でどんどん整理していただきますと、少し、これからの時代においてはこういったコミュニティ活動というのは非常に有効であるし、この間の参考人で来たいただいた方のお話も、非常に情熱のこもった取り組みでありましたので、そういったことがどんどん増えてくればですね、いいことなので、そういったプラスの側面を思いつつ、今日は、前回よりは私はこれはいいかなというふうに思いました。

○井上会長：

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

事務局のほうで、今宮田委員が発言された、あるいは懸念に思われてることで、今の段階でお答えできるもの、多分あると思いますが。

それを答えていただければというふうに思います。

○出光地域主権局参事：

はい。実はこのたび改正されました、260条の2の規定、町内会館を保有するための現在ある法人格の制度ですけれども、ここの改正の中の相当の部分がですね、監査に関する規定、それからうまくいかなかった場合の清算に関するですね、規定が大幅に追加をされております。まさしく不動産の取得、保有ですから、会館を建てるわけでありまして、車1台を買うよりもはるかに大きい額、それに対するかなりがっちりとした規定が設けられておりますので、これは当然そういう規定も参考にして制度設計するということになりますし、一方でやはり北海道側にそこを考えさせていただく以上は、法律の規定ももちろんですけれども、やっぱり住民の皆さんがそういうことをきっちり、リスクの点までですね、きっちり話し合っ、またその事業の進行状況も住民にきっちり情報公開されて、みんなで考えていくんだという取り組みがもっと進むようなですね、北海道独自の制度設計というのを、そこに付け加えていきたいというふうに思っております。

○井上会長：

ありがとうございました。

他の皆さん方よろしいでしょうか。

よろしいでしょうかというのは、何がよろしいのかということなんだけども、83ページの町内会事業法人制度の創設ということであって、今私どもがやろうとしているのは、この現状を受けて、特区による特例ということで、子細の部分はもう既に説明がありましたので省きますが、今宮田委員のほうから発言のあった、様々な、事務局の言葉を使えばリスクという部分については、これは実際の運用上の問題としてですね、とりわけ基準の細目や手続は北海道が条例で定めるという段階において、きちんとですね、かえってこれが逆効果にならないような形でですね、制度設計をしていただくということで、お願いしたいと思います。

そういうことを前提として、この委員会では、これ更に進んでということで、答申案という形で一旦整理をしてもらうということで、よろしゅうございますか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

では、そのようにさせていただきたいと思います。

やっぱりこのスケジュールでいくと、佐藤先生がお帰りになるまで、退席されるまで、全部終わらないんじゃないかなという懸念がだんだん出てきましたけども、早速ですね、⑧でよろしゅうございますか、⑧の地方自治法規密度について、これを説明いただいて、これは知識の共有と言いますか、その観点で、今日に至るまでの段階で、特に佐藤先生、福士先生から、この内容についてですね、かなり子細な検討、ご意見をいただいておりますので、そういったものを踏まえた上でですね、説明方いただきたいと思ます。よろしくお願いたします。

○出光地域主権局参事：

はい。それでは地方自治法の規律密度の問題についてでございますけれども、前回事務局のほうから、地方自治法で書いているいろんな規定も、どこかのパートをモデル的に選んで、条例に委ねてもらったり、あるいはもっと規定を緩めてもらって、自治体側のいろんな権能が及ぶように提案してみてもどうかということの問題提起をいたしました。そうした中で、佐藤委員から、それでは法定受託事務の問題、地方自治法96条2項などに法定受託事務の問題があるので、ここをテーマとしてはどうかというお話がご

ございました。それを受けまして、持ち帰って事務局のほうでいろいろ検討いたしましたところ、大きく2つの問題と言いましょうか、組み立てがあるであろうということに思い至ったわけでございます。

1つは、今これから提案しようとしている他の項目でございます。例えば、廃棄物処理施設等につきまして、これを権限を移譲してください。あるいは北海道側でいろいろ基準を決めさせてくださいということ、これから提案していくわけですが、その時移ってくる仕事が法定受託事務として移ってきますと、国から縛られた形で移ってくるものですから、もらってくる意義というのが薄れてしまうわけでございます。そういう意味で、今これからはもらおうとするものについて、この法定受託事務の問題というのをクリアしなければならない。そうしないと変なことになってしまうということでございます。少なくともこの問題は、第2回の答申の中に一緒に入れたいことにはですね、先送りしては意味がないということになります。

それからもっと一般的な形でこういう法定受託事務のことについて、いろいろ改革をやったらどうかという点もまたございます。前回佐藤先生からご指摘がございました、96条2項のカッコ書きによりまして、法定受託事務には議会の議決権が及ばないということになっておりますので、そういう条項もいわば取り払うということもまた、検討の俎上に乗るだろうと。それでこれも、先ほどの、これから移ってくる権限についての法定受託事務に関する整理というのを、第2回答申の中に盛り込む時に一緒に、もっと幅広い形のそういう法定受託事務全般について、いろいろ見直しをかけるなり、現状の問題を改革をするという提案が盛り込めれば、よりそれはいい提案になるだろうと思っておりますし、ただ、それをまた調べるには、時間の問題で、どれぐらい時間がかかって、どこまで詰めきれぬかという問題があるかと思っております。そういう時間を睨みあわせながら、できることなら、もっと広い形も含めて、第2回答申に盛り込むことができれば、これは非常にいいというふうに思いますし、最悪そこまで至らなければ、先ほどの非常に狭い範囲と言いましょうか、今これから提案しようとしている他の案件について、そこを整理する部分として、この法定受託事務の問題についての、一定の解決策というのを打ち出していったらどうかということまで検討が進んでおります。

そしてまずその、今これから提案しようとしている廃棄物ですとか、いろんなそういう問題について、じゃあどういふところが実際に法定受託事務であることによる問題があつて、そこを、どういふ解決方法が考えられるかということ、これは資料の73ページですが、表の形で整理をいたしましたので、これはうちの田中のほうからご説明をさせていただきます。

○田中地域主権局参事：

それでは資料73ページ、国からの権限移譲等に伴う法定受託事務の自治事務化についてということで、これは大変次の提案に向けまして、ちょっと困ったことになっておりまして、国への変更提案という中で、まず産廃施設の基準を、今環境省令で決まっていますが、条例で決めたいという問題。今☆印がついております。あと権限移譲、農地転用と保安林の指定解除ですが、これにつきましても実は別表1、それぞれ法律名書いてございますが、現在法定受託事務ということになってございます。それで権限移譲項目、右側にいきますと、例えば産廃施設の設置基準でありますので、法15条の2の第1項に基づいて、環境省令で定める技術上の基準について、地域特性を反映した条例で上乗せをしたいということ、今やろうとしております。ところが、法定受託事務である環境省令の技術基準を、果たして条例で書き込むことができるのかという問題でございます。それでもう1点は、権限移譲、農地も保安林も同様でございますが、大臣権限をこっち

に移してもらおうと。ところが、農地法も森林法も国との協議という点については、法定受託事務という扱いになってございます。それで対応策のところですが、国からの権限移譲及び法定受託事務に係る国の関与を廃止する。そうしますと、法定受託事務が事実上自治事務化してくるといった問題。それでその時に1点。行政不服審査の問題がございまして、誰を行政不服審査の名宛人にするのかと。現行法令では法定受託事務につきましては、大臣が受けるんですけども、農地転用とか森林法とか大臣権限をもらってしまうわけですから、大臣に言ってもしょうがないと。北海道が責任を負うわけで、そのところを法律上どうするかという点で、あくまでも提案に係ります、法制的に困ったことというふうに頭の整理をしてございます。

それですみません、1枚めくっていただきまして74ページでございます。

いろいろ問題になった96条の関係でございます。逐条地方自治法でございますが、96条第1項第1号、議会の権能としまして、条例を設け又は改廃することというのがございまして。ところが1項15号で、その他法律又はこれに基づく政令、かつこ、これらに基づく条例を含む、により議会の権限に属する事項というのがございまして。それで、佐藤委員のほうから前回出していただきました2項。前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で、いわゆる事件、法定受託事務に係るものを除く、かつこ閉じというものについて、議会の議決すべきものを定めることができる。こういう条文になってます。それで逐条解説、アンダーラインを引いてございますが、まず15号。

15号で、これらに基づく条例を含むの意味でございますが、これらに基づく条例を含むとされたのは、法定受託事務につきましては、第2項の規定による条例による議決事項の追加から除外されると。法定受託事務は除外されるということと関連して、法定受託事務を法律又はこれに基づく政令により、条例で議決事項とすることができる。いわゆる法律又はこれに基づく政令によって特化されてないと、いわゆる議会議決にかからないのではないかと考えられます。それでその次の第2項の説明。法定受託事務に係るものについては、その性質に鑑みて本項の事項から除外、かつこ書きをつけたということで、法律又はこれに基づく政令において、その旨定めがある場合に限り、いわゆる議決事項とできるということで、法定受託事務自体が原則的に、それに係るものは条例化できないというふうに考えてございます。

ところが次の、左側にいきますと、自治事務と法定受託事務の法的効果ということで、条例制定権の点でございます。それで、法定受託事務は国が本来果たすべき役割に係るものではあるが、一応機関委任事務の時代は完全に国の仕事だったんですけども、分権一括法の後には、法定受託事務と言えども地方公共団体の事務ではあると。従って条例を作ることはできると、一般論としてはなっております。しかし、ただ法定受託事務は本来国が果たすべき役割に係る事務であって、国がいろいろ処理を適切にやらんといかんという関心が高いことから、法律とかこれに基づく政令などなどで、いろいろ事細かく決められてるということで、それで先ほどの逐条を見る限りでは、どうも法定受託事務本体に関わるものについて、条例で厳しい規則を設けるといことは難しいのではないかと、と今は理解しております。

それで75ページ、これは議論の過程の中で、28次地制調の答申でございます。右側ウ、議会の議決事件の拡大ということで、法定受託事務は議会が条例により追加することができる議決事件から除外されているけども、法定受託事務も地方公共団体の事務であることからすれば、自治事務と同じ扱いとすべきと。96条第2項の関係の触れるところ。

めくっていただきまして76ページ。

その時の議事録でございます。先ほど議事録につきましては、77ページのところで

門山行政課長とか今村先生とか、これらについては先ほど配りました資料のほうにございますので、省略させていただきます。

それで78ページが、3議会議長会から地制調に出した資料ということで、この78ページの縦の左下のほうですけれども、自治法96条2項の関係で、かっこ書きやめてくれといった、議長会からの提案が出されておるという関係でございます。

それですみません、80ページにいきますと、地方自治法でございます。

それで80ページの第2条第9号でございますが、8号、自治事務とは法定受託事務以外のものと。それで9号で、法定受託事務とは、法律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事務のうち、国が本来果たすべき役割、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律などで定めている、第1号法定受託事務という、いう定義が2条にございます。それですと飛んで右のほうに行きますと81ページの下、別表第一と。これは地方自治法の別表第一でございます。関係分抜粋ということで、例えば森林法。それで森林法でちゃんと協議しなさいというのが、この中に条項が入ってまして、国の協議が法定受託事務と。

めくっていただきまして82ページ。農地法。

農地法につきましても、いわゆる2ヘクタールを超える、国との協議につきましても、法定受託事務ですよ。それと次の廃棄物の処理及び清掃に関する法律も、いっぱい書いてますけれども、要は15条の2。いわゆる施設許可を出すときには、環境省令で定める基準に従わなければならないという規定がどこかに、この中にありますので、そんなような形です。それで、こんなのを背景に先ほどの資料に戻っていただければ。

73ページでございます。

それで今回、73ページでいきますと、一応国への変更提案をするのに当たって、このままではどうもできない可能性があるということで、まず73ページ下段のほうですが、自治立法権の拡大ということで、これは廃棄物の処理施設のほうです。区分に書いてますが、法定受託事務の執行に直接つながる許可基準。いわゆる環境省令で定める技術基準を通さなければ、許可が出ないということでございますので、その許可という法定受託事務を行うためには、そのために直接つながる許可基準というものについて、法令の定めがなければ条例の議決ができないのではないのかと。いわゆる厳しい基準を条例でやることはできないのではないのかという問題意識でございます。それで96条の1項15号は先ほど申しましたので、その他法律又はこれに基づく政令、かっこ、これらに基づく条例を含む、によりうんぬんということで、法定受託事務の先ほどの逐条のことからしますと、恐らく上書きの条例はできないのではないかと。それで、法定受託事務とされておりますのが、いわゆる法の15条1項、許可を受けなければならない。それで15条の2第1項、許可基準ということで、いわゆる環境省令で定める技術基準に適合することということでございます。従って、何と言うんでしょうか、施設設置に当たって法律よりも厳しい条件をつけるためには、そもそも右側にありますが、法定受託事務である許可基準決定事務というものを自治事務にしなければ、いかなのではないかと。まずそういうことが必要ではないか。

もう1点が、法定受託事務の自治事務化でございます。これは、国の権限が移譲される、そういたしますと、それに起因していわゆる協議などが法定受託事務化してるものですから、本来、そもそもの権限が北海道に来ますと、そうしたら何で協議だけ法定受託事務なんだと。みんな自治事務化せんとおかしいだろうという発想でございます。それでその時に、先ほど申しましたが、自治法255条の2、法定受託事務に係る審査請求。これは名宛人は誰かということ、一番下にあるとおりの大臣ということで、法定受託事

務、いわゆる農地転用とか保安林指定解除の権限が国から移譲されますと、事実上、法定受託事務の自治事務化となります。しかしながら、国への協議または同意を要するというものが残っておりますので、これは法定受託事務のままであり、倫理矛盾が生ずるということから、それが1点。それでまた、法定受託事務のままでは行政不服審査の名宛人は国となって、権限が全部北海道に来てるにもかかわらず、国が訴えられる相手になるのは、これはおかしいんじゃないですかと。じゃあどうするかと。法定受託事務である許可基準決定事務はやっぱり自治事務化してくれということで、農地法、森林法改正で、そもそも法定受託事務、北海道は法定受託事務の適用除外ですとすることによって、自ずと自治事務となりますので、これらの基準が全部クリアできるかなという論点でございます。

以上ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○出光地域主権局参事：

すみません、ちょっと補足をさせていただきます。

あとで追加で1枚もののペーパーをお配りをさせていただきました。

今回提案しようとしている、例えば廃棄物等について、こういう手当てをすれば乗り越えられるんじゃないかというところは、今田中からご説明いたしましたけれども、それは当然やるとして、それをさらに超えてですね、もっと一般的な形で法定受託事務全般に切り込むかどうかということにつきまして、この後で配りました1枚もの、左半分が佐藤先生から調べていただいたものですが、一昨年の地方制度調査会の中で、こんな議論があったということで、今村委員のほうから96条2項のカッコ書き、つまり法定受託事務は議会の議決権の範囲に入らないという、カッコ書きの部分削除すべきだという議論があった時に、当時の総務省の行政課長さんから、ずっといって一番下の段落のところですけども、要するにそこに議会の権能が及ばないということで何か支障があるという具体的な事実をですね、提示せずに改正するのはちょっと難しいんじゃないかと。何が困ってるのか立証してくださいと。そしたら何か余地があるかも知れないと。そういうことでございます。それに対しまして今村委員からは、一番下ですけども、わざわざ96条2項でカッコ書きという、ああいう見苦しい、見苦しいかどうかわからないんですけども、そういう文言を入れる必要はないというご指摘があつて、そこで議論は終わってるわけなんですけども。

それから右半分のほうが、福士先生からいただいたコメントでございます。結論としては、そのカッコ書きは削除を求めたらいいのではないかと。1点目として、法定受託事務というのはもともと自治体の事務なんだから、それに議会の権限が及ばないというのは、何か変だと、その理由が見あたらないと。それで恐らく、実際上の支障というのはないんだろうけれども、しかしそれだからこそですね、わざわざそういう規定を設けるということは、立証責任というのはむしろ国にあるんだろうと。逆に削除して議会の権能が及ぶことになって何が困るんですかと、それは国のほうがむしろ立証すべきではないですかと。そういうコメントが福士先生からいただいております。その他、2番目で、この96条2項以外にもですね、いろいろ関わってる部分があつて、そういうところも検討する必要があるだろうというご指摘でございます。それから福士先生から3番目で、本格的な道州制にあたるものというのは、こういう法定受託事務の改革にメスを入れるところ、本格的道州制にあたるから道州制特区法の対象外になるのかどうなんだろうかということについては、こういうことも提案していくという方向で進むべきじゃないかと。これは私ども事務局もそういう考えでございます。こういうコメントが福士先生からいただいているところでございます。

また、佐藤先生からも補足をしていただければというふうに思っております。
以上でございます。

○井上会長：

ありがとうございました。

今日、審議を進めていく上で、論点は多分2つ、大きく分けて2つ。1つは、これまでも答申案という形で、整理が進んできておって、今日最終的なですね、できればですが、最終的な答申案の形で見せられるもの。それを実現していくためには、やはりこの73ページでしたか、説明があった、国からの権限移譲等に伴う法定受託事務の自治事務化というようなところで、抱き合わせでやっていく必要があるのではないかということが、1つありました。このところは私としては、特段問題なくですね、あげていけばいいのではないかというふうには思いますが、そのところは各委員の先生方からのご意見を賜った上で、今日出ていない答申案のまた案というものを、次回にでも出していただくということにするかどうかということが1つと、あと1つは、これはむしろ佐藤先生やあるいは福士先生のところで、お調べいただいたですね、いわゆる広義のとか、一般的な法定受託事務に関連する部分について、この委員会で、とりわけ期限が迫っております第2次答申案のところでの扱いをどういうふうにするのかということ。このところは、新しい話の部分でもありますので、2つ、一般的なというのと、我々のもう決めている答申というものに付随するものとして出てくる部分と分けてですね、ご審議いただければというふうに思います。

それで先ほど、事務局のほうから補足していただければということでありましたけれども、佐藤先生のほうでいかがでしょうか。

○佐藤委員：

はい。何を補足するのか非常に難しいんですけども、73ページですね、前回96条第2項のかっこ書きのことをお話しして、それを見ながら思いついたという大変ですけども、さて、国のその許可権限、大臣の許可権限をですね、道知事に移すといっても、道が行っている事務の中には自治事務と法定受託事務があると。それで法定受託事務になってしまうと、非常に縛りが厳しいと言いますか、国の関与が非常に強くなるわけですから、これを自治事務にしていかなければいけないだろうということですね。従って、今日73ページのところにございますように、これ恐らく自治法の別表を変える、後ろのほうにありますけども、この別表に法定受託事務とされているものをですね、北海道については外すというようなのが、それでクリアできるのではないかというふうに思います。これは法定受託事務を外していかないと、何かこう、それぞれの権限のあり方がですね、ちぐはぐになってしまう可能性があるように思います。だからこれは今後、今後と言いますか今日ですね、この後いろいろ審議されるはずの、森林法でありますとか産廃の処理法の関係ですね、こういったものと併せてですね、提案をしていかないといけないだろうというふうに思います。ここはほぼそれは、私から見れば絶対ではないかというふうに思います。

それから後半部分、後半と言いますか、前回申し上げました、この法定受託事務に係るものを除くという部分ですけども、技術的にはこれを北海道については外せというだけですから、提案を作るのは非常に簡単なんですけども、その理由付けについて、どうしたものかということがございます。ただ、資料にもお出しいただきましたけれども、28次地制調のですね、答申、75ページの箱で囲ってあるところですね、いろいろぐだぐだと書いてありますけども、ぐだぐだと言っちゃいけないですね、書いてあります

けども、法定受託事務と議会の議決との関係の整理について、引き続き検討する必要があるということになって、ここの部分はこの後の、この後議会についての法改正が、地方自治法の改正がなされているわけですが、そこには結びつかなかったわけです。ただ、審議がされていて、このところまでは行ったということがございます。それは1つ大きな理由付けにはなるでしょうし、それから78ページ以降でつけていただいた、3議会議長会がですね、同じことを提案しているわけでございます、そこであがっている理由ですね、これも1つ大きな理由になるのではないかと思います。それでその、いわゆる、実際にこの規定があると問題になるのは何だというようなことをはっきりしろというふうに言っていますけれども、まさに今回ですね、森林法だとかその他の法律について、権限移譲をしていこうと、道州制特区でそれをやっていこうという際に、これがあることによってですね、いわば不都合が生じるわけですよ。だから、これはある意味、こういう不都合が生じるんだと言えるのではないかとこのように思います。

それから255条の行政不服審査に係る問題についても、これをクリアするには、これを変えろという、なぜそうなってるのかというのは、これは私もまだちゃんと調べていないんですが、ただそうなっているあたりを変えろという、そこまで今回手広くやっていくのは若干難しいかなという感じはありますので、そうなってくると、先ほど言いましたように、法定受託事務からいくつかのものを、北海道については法定受託事務から外して自治事務にするというか、そういうことをですね、要望していかないといけないというふうに思います。

書いてあることが非常に法技術的というか、複雑怪奇ですね。それで実際自治法改正の時の審議でも、この辺いろいろ質問があったりして、国会審議でも質問があったりしてですね、松本さんの逐条の後半部分ですね、74ページの左の部分にあるように、地方自治体の事務であるから条例を制定することはできると書いてありますが、これは国会審議における大臣答弁なんですね。ですから、政府の公式な解釈として、松本さんの解釈じゃなくて、政府の公式な解釈として条例を制定することはできるというふうになっているんですが、ですが、なぜかこのカッコ書きがついているという、そういう意味で非常に、多分今村先生は見苦しいと言ったのではないかとこのように思いますけれども、実態としてしかしそれは非常にしにくい仕組みになっていますということですから、この辺のいわば法上の何というんですか、ちぐはぐな部分を、すっきりわかりやすくしていただきたいということも1つの理由になっていくのではないかとこのように思います。そんなところでしょうか。以上です。

○井上会長：

ありがとうございました。

そのほかの委員の方々いかがでしょうか。

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

何か用語が非常にわかりづらい中で、ちょっと非常に専門的で、思考を止められるような気がするんですけども、しかし、この後審議する予定の森林審議会だとか、国土利用の問題だとかを進める時に、こういったことが出てくるわけですよ。ですから、僕はこれは、単独で自治体の会計の改善だとか、そういうやり方の改善を事務的なところでやろうというところから出てきたものではありませんけれども、そういったことと含めて、今佐藤先生がおっしゃったように、不服審査、申し立てを受けられたときに、それにつ

いてはちょっとわからないので、あれですけども、基本的にこれをちゃんと自治事務として、こっちの北海道のほうでやらせてもらうことにしてなければ、進められない、毎回お問い合わせしなきゃならないというなら、そんなんじゃ全然進むわけがないじゃないですか。ですから是非、ちゃんとやれるようにしたらよろしいんじゃないかなと思うんですが、ただ、私たちその行政法だとか、いろんな自治のありようにつきましてのプロフェッショナルじゃないんで、ございますのでね、その辺その、事務的に進められるんだと、やってみようということであれば、是非道民としても進めるべきではないのかと、私の委員の立場としてはそういうことで、次の会議の時くらいにはそういうところを整理して、もう少し深められれば、是非これ上のほうのあげるあれとセットで、出さないとだって効果ないわけですよ。ということじゃないんでしょうか。その辺ちょっと、もう少し僕も整理してみたいと思います。

○井上会長：

山本委員。

○山本委員：

同じような理解なんですけど、いろいろご説明いただいたんですが、ややその法の不備的なものが、もともとこの地方自治法の第96条②というところにあると認識しますが、今回、今おっしゃったように、このところを一気に乗り越えるのかというのが1つ。

それからもう1つは、答申案として出していく個別の案件について、そこを指摘して、そのものについてのみ、各論でクリアしていくのかという話なのかというふうに理解をしました。まず、でいいんですよ。いいんですね。ここがわかってないと、もうこの先進めない。

それでどうするかという話ですけど、私個人の結論は、前者のほうにトライするのはいいことだろうと思います。ですので北海道については、今後様々、道州制の検討会議の中で、恐らくこれがセットでなければスムーズじゃないことが出てくるのだと思うので、これを機にここをもっと精査して、議論して行って、あげていくのはいいことだろうというふうに思います。

ただその時にですね、結構これ、現実的に言うと難しいなと思うのは、今の松本先生の逐条、地方自治法のところの74ページですけど、その真ん中から半分以降のところにいるいろいろ書いてある中において、最終、末尾のところ、非常に気になるんですけど、法定受託事務についてはこのような意味でうんぬんかんぬんという規定の関係において、法令に違反しない範囲が一般的には自治事務より制約されてくる。これはこうなんだろうと思うんですけど、一方で、ちゃんと議会で様々議論して、しっかりとやってかなきゃいけないよというふうにも、というふうにとれるのです。

だからやっぱりこれ、当たり前のことなんですけど、ここだけのことじゃないけど、結局、権限を移譲してもらい、地方自治を推進していく時に、様々なことがちゃんと受け手の側に整備されてないと、非常につらいものがあるところをわかって、きちんとあげていかないと、だから言ったじゃないのと言われるとつらいところもあるということまでわかった上で、チャレンジするのがいいんだろうと思います。

○井上会長：

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今の点はですね、山本委員も極めて言いにくそうにお話しておりましたが、私も言いにくいといえば言いにくいですし、恐らく道庁の担当部局としても言えないといえますかね。というのは、要は議会がしっかりしろという話ですよ、山本さん。そこがしっかりしてないと、こんなもん作ってもだめじゃないかという、こういう、私なりに解釈すればそういうことをございますので。ただこれはですね、私が考えるには、いずれにしても、そういうものが与えられればですね、それなりに道議会もしっかりしてやっていただけるだろうというふうには思います。

それでもう1点、松本さんの最後のほうに書いてある、法令に違反しない範囲が一般的には自治事務より制約されてくるものと想定されるというのは、多分恐らく、恐らくですけども、法令に違反しないという時に、私よく、これまでも申し上げてきましたけども、要は法令でだめだって書いてないんだからやってもいいんじゃないかというようなことができるのか、それともいや法令に書いてあるものしかできないというふうに捉えるのか、その差ということを言おうとしているのではないかと思いますね。つまり自治事務の場合は、法令に違反しないというのは、要は法令に書いてないんだから自由にできちゃうじゃんという、だめだと書いてないんだからやれるというので済むけれども、法定受託事務の場合は、国が本来果たすべき役割に関わるものだから、法令に違反しないというのは、法令でこう、かくかくしかじかと書いてることしかできないという、そういう意味でしょうね。従いまして、今回いくつか提案をしていきますけれども、そういうものの中には上乘せとかですね、そういう形で、いわば法令に書いてあること以上やってはいけないとは書いてないんだから、やれるんじゃないかというふうにしていかないと、できにくいものがあることが想定されますので、そういう意味では、この法定受託事務の範囲から外してもらわざるを得ないというふうには思います。そんなところでしょうか。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

ちょっと自分自身の発言を補足しておく、先ほど受け手の側と言ったのは、もちろん直接的には議会だったりするんでしょうけど、この今回のこのことというのは結構重いなというふうに受け止めるんですね。やはり地方自治の問題って、突き詰めると、実は私たちが選挙でどういう行動をしていくのかということなんだろうなと思いつつながら、今実はご説明を聞いてたんです。議会のせいにするのは簡単ですけど、それを選ぶのは我々なんで、ちょっとそこまで思い至ると考えすぎかも知れないけど、道州制っていうのは、すごくざくつと言うと、ちゃんと私たちも責任をもって、道民としてやりますよということを、私たちも覚悟しておかないとだめなんだろうということを思ったりしますね。ということも付け加えておきます。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

○宮田委員：

いいですか。ですから、行政不服審査の名宛人は誰かと言われたら、北海道知事になるってことですね。この場合は、だから、それはやっぱりそうなるんだと思いますよね。

ですから、ここまではやらせてもらったけど、責任は国のほうに実はありますよみたいなことはできないので、これはもう当然、北海道知事になってしまうので、だからきちっと議会もそうですし、あれもきちっとした形でやらないと。ということですよ。

だから誰なのかわかなくて、誰なのかっていったら、それはもうその場合は、北海道知事だということだと思っただけですよ。

○井上会長：

どうでしょうか。

ここの件、先ほど事務局の説明にもありましたし、私の整理の仕方がそうですけれども、これは私が申し上げるのは、ある程度私どもは、ある程度デッドラインがあって、それに向けて処理をどういうふうにしていくのかということを考えなければいけない。処理そのものもしていかなければいけないということで、時間の関係ということは、その限りにおいては、私のほうから、どういうふうに整理していいのかわからないんですけども、皆さん方の意見をひとつこういうことではどうですかというふうに申し上げますので、それを軸にして、どう、今日のこれに関する議論を、今日の段階で結論づけていくのかということをご議論いただければいいと思うんです。

それで、事務局の説明の仕方を受けてということなんですが、2点。

1つは、先ほど、先生方がおっしゃる、これから審議を予定されているという、例えば森林審議会関係、あるいは環境型社会関係うんぬんのところですね、そのところはもう第2次答申に織り込むという形にしておりますので、少なくともそれらに関する法定受託事務の自治事務化というのは当然やっていかなければ、ワンセットで考えなきゃいけないので、その部分はもうこれは次回ですね、答申案という形でお出しいただく。

それであと1つ、より一般化された形での法定受託事務の自治事務化ということに関しては、これはこちらのほうがちょっと微妙なのですが、もう一度ですね、論点を整理していただいて、そこでまた更にですね、次回以降ですね、第2次答申以降の中で、どういうふうに扱っていくのかということ念頭に置きながら、次回整理案を検討すること。あるいはもう第2次答申に織り込んでしまえというところには、ちょっと私はいいように思うので、そこをどういうふうにするかということをご検討いただきたい。

ただ、私としましてはですね、実は皆さん方、私はもう、かなりこの委員会がというのもあるし、この委員会の中で私がというのもあるけれども、完全に孤立化してきているんじゃないかというふうに思うのです。だんだんだんだんもう事務局の説明も何か日和りがちになってくるような感じもしないわけでもないのです。やはり私どもが責任持って、私たちがきちんとして提案できるものは、これは正面突破がいいのか、少し戦術・戦略を考えていくのがいいのかは別として、もともとこの委員会の中です。先ほどあった、これはもともと138、複式簿記導入とかですね、歳出項目の一部廃止から、だんだんだんだん話がこういう方向に来て、そしてこれは佐藤委員あるいは福士委員がこういうような形で整理をされた形、それを我々は今受けてですね、進もうとしているわけですが、元に戻ってですね、ここのところの扱い、つまり一般化されたという部分、これを私は皆さん方に議論をする場合のたたき台、基準としていただきたいと言ったのは、これで飲んでくださいという話じゃないです。ですから、今回は少し整理した案を出していただく、その上でどうするかを決めるということ。これでどうでしょうか。

はい、佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

今、会長のおっしゃった最初のところがですね、若干、失礼ながら、違うんじゃないかと思うんですね。96条のうんぬんという話はですね、法定受託事務を一般的に自治事務化していくという話ではないんですね。法定受託事務は法定受託事務で、これは今の日本の中央と地方の関係の構造上、こういうふうにならざるを得ないという部分は、これはもう動かせないと思うんです。ですから、それはそれとして前提にして、しかしながら、議会の議決事件、有り体に言えば、要するに議会でちゃんと審議をしてですね、きちんとした議決ができるようにするものの中に、この法定受託事務に係るものを除くという、このかっこの中を除けばですね、今、道庁にしろ、他の市町村が行っている仕事にしろですね、これを議会が全てきちんと監視・監督、あるいはそれについての条例その他のことができますね、作っていけると、審議ができます。つまり議会がきちんと、それぞれ道なり市町村なりの仕事の中にですね、関わっていけるといふ、そういう話なんですね。

ですから、最初のほうの個別の各法律上の法定受託事務を自治事務になおさない整合性が取りにくいのではないかという話と、後段と言いますか、2番目の96条第2項の話というのは、ある意味あまりつながりがないんです。別の話なんですね。本来であれば、別の話でありまして、ただ一緒に、似たような話なので一緒に出てきましたから、混乱してしまうんですけども、ですから私は必ずしもその96条の2項のですね、かっこ書きを取るということについて、難しい話だというふうには考えておりませんで、やろうとすればできる話ですし、それから戦略という視点でいけばですね、今まであがってくるのは、どちらかと言えば知事権限の話でありまして、一方の、自治体を構成している議会についてのことを何も出さないでいいのかということもございますから、ここはまさに議会の話で、道議会、市町村議会の話ですので、これはむしろ我々としても、議会についてもこうした点を外すと言いますか、制限を外して行ってですね、議会がもつところ、ある意味責任を持って、首長部局に関わってこれるような、そういうものにしやすいと。今できないわけではないんですけども、どちらかというところかっこ書きがあるために、シュリンクと言いますか、自己抑制的に議会が活動しているとすればですね、そこをとっばらってやるといふ、縛りまでいかないんですけども、そういうものをとっばらってやると。そういうものを出すということですので。それは、そう難しい話ではない。いろいろお調べいただいて、私も前回に比べるとだいぶ様子がわかってきましたので、前はちょっと厳しいかも知れないなと思いながら出しましたが、今回いろいろお調べいただいた部分で見ますと、そんなに難しくはないなと思っておりますので、事務局サイドで無理だと言うのであればあれですけども、そんなに難しい話じゃないのではないかと。ですからできればそこも、整理をしていただければいいなというふうに、私は思っております。

○井上会長：

かしこまりました。

つまり、私が先ほど分けた2点のところでは、後ろのほうは、これはできるだけきちんと論点を整理した上で、できれば答申案という形で出してほしいというのが佐藤委員のお考えということでよろしいですね。

その部分は、私は先ほど、こういうふうにしたいということの提案ではなくて、それを軸に考えていただければということでありましたので、他の委員の先生方がどういふふうにお考えになるかということで、意見を賜ればと思います。

それでその前の、前半のところ、つまり森林審議会、森林審議会だとか一般処理施設

だとかうんぬんのところがありますが、ここのところは要するに、先ほど事務局のほうからも説明もらいましたけれども、例えば自治事務化というような形で、国に、要するに答申していくという形、そこの部分はちょっと佐藤委員のおっしゃってることがちょっと理解できなかったんだけど、そこはやっていかなきゃいけないわけですよ。

わかりました。じゃあそこのところで、だから一番最初のところは特に皆さん方異存なく、関連づけてという意味で言えばやっていただく。

2番目のところに戻りますが、その点に関しては、私のほうは提案ではありませんので、佐藤委員のほうから提案がありましたけれども、それについて皆さん方が賛否という形でお出しただいて、その結果を踏まえて、結果がどうなるかというのは、これは佐藤委員もひとつ、文書に書けばかっこ書きになるんだと思うんですが、答申案というところに向けて努力をしていただきたいということ。結果はどうなるかわからないかも知れないがということですが、そういうご提案に対して、いかがかということ。

(委員～それをお願いしたいと思います。)

よろしいですか。

では、努力をしていただきたい。そういうことでよろしゅうございますか。はい。

ではここの点、最初の議論から何回かこれは議論をしてきているんだけど、先ほど言いましたように、複式簿記の導入から随分ずれた形になりましたけども、これはもともと非常に大きいね、一般的な話、今回のほうのがやっぱり重要で、そこのところがクリアできれば、大方の部分というのは、今度は付随的にクリアできるとか、やりやすくなるので、是非、今ここで議論していた形を受けてということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

では地方自治の、あと本日予定している、⑩緊急自動車。これについて、ご説明いただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

それでは恐れ入ります。資料の96ページを開いていただきたいと思います。

五十嵐委員からのご提案を受けまして、いろいろ庁内含め検討してまいりまして、一応紙としてお出しすることができました。

救急搬送業務の民間委託。96ページでございます。

現状と課題。救急需要が増加の一途ということで、救急車が現場に到着する時間がだんだん遅くなっていると。それで、救急車の搬送が必ずしも必要ではない、いわゆる救急車をタクシー代わりに使うとかという批判もございましたりして、救命率に影響が出るのではないかという危惧が出されております。特に、広い北海道におきましては、やはり搬送に時間を要すると。一方、民間におきまして、救急車と同様の機能を持つ患者搬送車がある、民間救急ということでございます。これにつきまして、例えば救急搬送業務を委託できないかという議論もございますが、これはできないと。仮に委託したとしても、民間事業者の自動車を、緊急自動車としての指定はできないということから、対応策の1つとして、北海道または市町村からの委託契約を行った場合に、民間搬送車の活用を可能として、住民の安全・安心を守れないかという課題。ただ、現在消防機関が行う救急搬送、いわゆる税金によりまして行っております行政救急というんでしょうか、いわゆる救急車。また、このような形で民間を活用した患者等搬送、料金による救急というんでしょうか。そういったものの区分をある程度明確にしまして、緊急に搬送する必要がある場合につきまして、国でもいろいろ検討会をやっておるんですけども、な

かなか答えが出ておらないという状況でございます。

それでイメージといたしましては、大きく2つございまして、患者等搬送事業者の認定ということで、これは各市町村の消防機関が認定することになるんですけども、運転免許を持ってるかとか、いろいろ講習を受けたかとか、そういったことをした場合に、いわゆる民間救急、いわゆる患者を搬送する、患者搬送事業というのができるようになってます。ただこれは、サイレン鳴らして行くわけじゃないんで、もしか救急の必要があれば救急車を呼んで、そこで乗り換えて運んでいくということで、いわゆる患者搬送車ということが現行制度でできております。一方で、救急車を緊急自動車として指定すると。これは公安委員会の権限でございます。現実には国とか県、市町村、関空、成田、いわゆる医療法人等は、一応限定的に指定がなされておまして、例えば緊急自動車の指定によって、はみ出し運行できるとか、赤信号を徐行で行けるとか、そういうものがございます。また速度も80キロ。その代わりサイレンを鳴らし、赤色灯の点灯が必要と。そういう意味では、民間の患者搬送事業というものについて、救急機能を持たせられないかという検討をしてまいりました。それで右側に行きまして、自治体から例えば民間事業者へ委託ができないかとか、安全運行に一定の条件をかけた上で、民間の患者搬送車両について緊急走行を可能とできないかといった問題、また、そうすることが既存の公設救急車、いわゆる税金による救急でございますが、そういう負担を軽減できないかということで、例えば緊急走行に必要な条件として、行政機関から委託されたものであるとか、例えば消防機関の定める基準に車がちゃんと、ストレッチャーが動かないようにできるとか、あと運転者の免許資格を限定するとか、例えば高速で走りますので、自動車教習所に行って研修せんといかんとか、そういった、また複数、今3人とかで行ってますけども、やっぱり3人は必要だとか、そういう要件というものを作らんといかんのかなという点でございます。

それで、前回佐藤委員のほうから横浜でいろいろ取り組みがあるのではないかという宿題が出ておりました。それで、横浜の例をちょっと調べましたところですね、今横浜市救急条例というのを作ろうとしていまして、その中で意見募集を行っておりました。それで、トリアージ、いわゆる119番通報があった時に、緊急度とか重症の度合いを分けてやっていくと。そのトリアージの導入が主な内容でございます。あともう1点、横浜市が構造改革特区として、横浜救急改革特区というのを出してございます。これは緊急度とか重症度に応じまして、今救急体制3人なんですけども、一定の場合には2人ということもできるということで、新しい緊急自動車というんでしょうか、ちょっと性格が違っておりました。

それで資料、このようにすみません、96ページちょっとあの、そのような資料でございます。

それで実は、次のページ、97ページをお願いいたします。

道警の警務課長から昨日いただきました、いろいろ私ども紙のやりとりもしてまして、その理由でございます。記の2の(1)、緊急自動車についてと。これにつきましては、緊急自動車、いろいろこれ法律、道交法でいろいろ通行区分等で様々な特例があると。それで一方、他の運転者、いわゆる救急車が来ると端に寄らんとだめだとか、そういう他の一般の運転者につきましては、緊急自動車の通行を妨げないよう、一旦停止とか、いわゆる義務があると。ということから、住民の生命、身体、財産を守るといって、公益上必要な最小限の活動に限り、他の車両の安全と円滑を犠牲にして、緊急自動車の通行区分等の特例が認められるものであると。

次に(2)民間救急。民間救急につきましては、実は総務省消防庁、後ほどちょっと付けておりますが、報告書を出しております。ここの中でも、救急需要が更に増加して

も、緊急性のある傷病者の搬送については、ちゃんと消防機関が行うべきであると言っているのではないかというご指摘でございます。また医療機関において、救急自動車を緊急自動車として活用する、これは現行法でできるようになってございます。とはいえ、いろいろ連携を十分に取る体制を確立して、無用の混乱を避ける必要があると。それでその報告書の中では、例えば先ほど税金による救急と料金による救急と申し上げましたが、利用者から実費徴収することがいいのか、適正運用への影響についてはまだ不十分であって、検討が不十分であり、今後の検討課題とされていると。

次に（３）。構造改革で大分県日田市から、自治体が行う患者搬送、いわゆる患者の搬送車について、緊急自動車にしてくれというのがあがりました。それでその答えが、緊急の必要がない患者搬送業務は、道路交通の例外を認めるほどの公益上の必要は認められない、と答えが出ておるということで、ここも、日田市のほうも、へき地に限定した、自治体が行う救急に要する場合ということで構造改革を出し、再々申請まで行ったんですけども、最後まで何度言ったらわかるんだと、道路交通の安全と円滑を犠牲にしてまでそこまでやる必要があるんだろうかというのが答えでございました。

こうしたことを考えました時に、最後、下から４行目ぐらいですが、消防救急車の過不足の対応とその適正利用、有料緊急搬送制度の確立によるべきであると。従って、民間救急車の活用については、検討するためには、緊急に搬送する業務を民間救急に委託するなど、公益上の必要と事故防止対策を確保して、交通に支障が生じないようにしなければいけないということで、いろいろ北海道の交通事故死もかなりあれなもんですから、かなり、こういう回答が昨日まいりました。

それで、めくっていただきまして９８ページでございます。

１８年３月に消防庁が行いました、救急搬送業務における民間活用に関する検討会。東大の大森先生が座長をやられてまして、警察からも警察庁交通局、国の警察も入っております、警察庁も一応この検討会には参加してございました。

めくっていただきまして９９ページでございます。

９９ページ左側（３）、患者等搬送事業者の標示方法と。それで、アンダーラインを引いておりますが、患者等搬送事業者においても回転灯を備えるべきではないかとの指摘もあると。しかし、警光灯については、他の交通等に特別な注意を喚起し、交通の混乱を防止する必要があると。それで当たり前ですけども、民間の患者輸送自動車は緊急性のないものを搬送することを前提としてるから、緊急自動車ではないからそれはつけられないと。まあこれは当たり前のことを言っておりますけども、こんな話とか、その右側で、右下の（２）の１）、複数医療機関での共同活用とかというところも、いろいろ医療機関が他の医療機関から委託を受けて、患者搬送業務を実施する方法があると。それで、こうしたものについても現在医療法では、特別医療法人以外はいわゆる収益業務として運輸業を実施することはできないと。こういった委託の関係もいろいろこの委員会では議論されたようです。

それで次のページ、１００ページになりますが、１００ページで今後の対応ということで、いろいろ患者等搬送業務につきまして、料金体系どうだとか、具体的検討どうだとか、それで右下に国における検討と。各地域において行われる具体的な検討と並行し、今後さらなる検討を要することとされた課題、各地域における検討の際に出された課題については、国の関係省庁においても、引き続き検討を深めることが必要ということで、恐れ入ります、一応このような形でご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

事務局から説明がありました。委員の先生方のご意見あるいはご質問を賜りたいと思

いますが、いかがでしょうか。

1件ちょっと私のほうで、それに先だって質問ですが、97ページ、道警のほうからの企画振興部地域主権局参事様という回答書。その記1、資料の取扱いについてというところがあって、その一番最後です。別添のとおり修正が必要であるというのは、この右側にある資料11のもともとの事務局原案を何か修正されたものが出てきたんでしょうか。あるいは今日ついていないのではないかな。

○田中地域主権局参事：

今回お出ししました資料は、その修正後の資料を出させていただきました。修正前につきましては、基本的には書いてることはあれなんですけれども、私も当初想定いたしましたのが、いわゆる民間救急というのは患者搬送車ということで、搬送機能しか持っておりません。それで、民間救急のこれまでの搬送機能に、救急機能を付加できないかと。きちっとストレッチャーを固定できるような、救急車のような車を使って、タクシー料金プラスアルファでやっている民間救急、いわゆる患者搬送というそれに、プラスアルファといたしまして、サイレンと回転灯をつけて救急運行ができるということを目指して、税金による救急と料金による救急を組み合わせると安全、安心を守りたいというのが原案でございました。そこがちょっといろいろ、このようなことになりました。

○井上会長：

資料11をよく見ないと、どこまでが我々として譲歩できるのか、受け入れられるのかというのはよくわからないんですが、これら一連の資料に基づいて先生方のご意見、ご質問があれば、お出しいただきたいと思います。

○佐藤委員：

この提案自体の、何と言いますか、意図ですね。最終的に何を目的とするかということなんですけれども、恐らくは救急搬送が必要な人が出た場合に、できる限り早く所要の医療施設に搬送することができるようにというのが目的ですね。そうすると、道警さんの言うことを別に支持するわけではありませんけれども、その目的と絡めて、この緊急搬送業務の民間委託というのがどうしても必要であるということ、言っていないとこれなかなか難しいのではないかなという印象をちらっと持ちましたけれども、だからだめだとか、いいとかというところまでの判断には至っていませんが、そんなところですね。

○井上会長：

ありがとうございました。
そのほかいかがでしょうか。

○五十嵐副会長：

言われている言葉尻はわかるんですけども、そもそも何が提案だったかなというのが私もちょっと混乱してしまってますね、この回答を見てむしろ混乱したんですけども、何を提案したんだっけと思って。それで、そもそもは地域医療で医療機関もないようなところ、医療機関が非常に、その機能として低いところで、患者さんをどう安全に運ぶのかということが議論だったので、医療機関に任せているからいいというのはちょっと違うんだろうなというふうに思うんですね。それでその民間と言ってる時のこの民間が、民間医療機関ではなくて、何かこう漠然としたイメージしかなくなっちゃったん

ですけれども、地方にある、少なくとも地方に1台ぐらいはあるだろうタクシーみたいなものを、ちょっと想定をしていたと私は思っていたんですが、ストレッチャーが固定できるかどうかとか何か条件闘争になってくると、非常にこう、もともとの目的何だったかなという感じがしちゃったんですけれども。1個1個論破すると、とてつもなく膨大な作業が必要になってくるような気がして、もう一度ちょっと目的のところを確認をして、地域でそういうことができないかという、何と言うんでしょう、タクシーが緊急に患者を搬送するような機能を持つことができないだろうか。それでタクシーといったのは、運転技術だとかそういうところには問題がない人達であり、ここで言ってることの運転免許の限定というところで、例えば無事故だったとか何とかですね、そういうことは念頭には置いてあったはずなんですよね。それで何がすれ違ったのか、ちょっと私自身混乱してきてるんですけれども、少なくとも、国で議論されているような、委員会で議論されている中身を見ると、東京の消防庁だとか、札幌市の消防局の方が出てきて議論してる場所とは違うことを想定をしていたと思うんですよね。だからへき地に限定って、医療機関が少ないところに、医師不足、医療機関不足というところでどうするかという話だったと思いますので、ちょっともう一回ですね、問題、課題の設定の仕方のところがこれでいいのかな、現状と課題のところ。ちょっとそこから疑問に思ってきたんですけれども、この現状と課題はすみませんが、一般的な現状と課題として、道のほうで、主権局のほうでおまとめいただいたんでしょうか、それとも救急搬送一般の課題としておまとめいただいているんでしょうか。

○田中地域主権局参事：

もともとの五十嵐委員の提案につきましては、救急タクシーということで、特に田舎とかにおいて病院まで行く時に、例えばタクシーを呼んで行けないかということで、そのようなご提案と理解しておりました。それで、いろいろ警察とかと庁内で、庁内というか、道庁内で検討しておる中で、いわゆるタクシーにつきましては、運転手が1人しかいないもんですから、万が一例えば、出産の方を乗せた時に、破水を起こしたりした時に、運転手さんが1人しかいない。従って、1人で患者を運ぶことがまず妥当かどうか。次に、その時に万が一、そのタクシーの中で何かが起こった場合に、そのタクシーの運転手に責任を着せていいのかという大きな点で、そのタクシーの運転手さん、車両も従って、ストレッチャー入れないとか普通のタクシーに、例えば臨月のお客様が乗ったと。そうした時にそこに救急活動、いわゆるサイレンと回転灯をともして、ダーッと走っていくといった時に、万が一後ろでウーとか声が出て、事故があったらどうするかという点で、正直申しまして、議論の土俵としてタクシーに回転灯とか入れるということにつきましては、地域にかかわらず、技術的に無理ではないかと。それで次に私ども考えましたのは、それでは民間救急という制度があって、これは患者を搬送するための車ですので、先ほど申しましたようにストレッチャーを固定できるとか、あと消防庁で研修を20時間受けるとか、体制は3人でいくとかまたは2人でいくとか、そういう体制であれば患者搬送車はOKですと。現実には札幌市内にも旭川市内にもございます。ただそこに、そこまで要件が整ってるんだから、そこに一定の運転技術などを入れることができれば、そこで救急機能を付加できないかということで、事務局として検討して調整をしていった結果として、今日の出てきた資料というのは、そういう中でとりあえず道警のほうからはこのように回答をいただいているということで、その精査がちょっとまだ、事務局としてはまだできていないというのが実態でございます。すみません、ちょっと長くなりました。

○山本委員：

五十嵐副会長がおっしゃったのと同じことなんですが、これ、資料1のテーマ別整理一覧表で地方自治の項目のその他に入ってるんですけど、そもそもここがちょっと違って、おっしゃったように地域医療の話の中で補足的に出てきたアイデアというか、議論したらどうかという論点だった。ですよ。ですから、確かにこれを実現するための安心とか安全とかという文脈で、道路をどういうふうにも動いていくのかということでは、当然確認しなきゃいけないことなんだけど、恐らくさっき出てきました救急搬送業務と言っちゃうと地方自治の話になるんでしょうから、こういうような検討委員会の構成になるんだろうけど、今の話で言うと、もうちょっと違うところがある種の主語になるのではないかなと思いますよね。もう少し福祉とか、医療とかそういう観点が、どちらかというところポジションが高い議論になっていかなきゃいけない。もちろんどちらにしても生命の安全確保ですから、交通安全というのは大事なんですけど、ちょっとそこももう一度整理していただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○井上会長：

そのほかいかがでしょうか。

今、お2方からご意見提出されましたけれども、後のほうで言われた山本委員のほうは、確かにこの種の議論というのは五十嵐委員のほうから、前回第1次答申に地域医療の改善という形で議論をした時に、ご提案があったということで理解しています。ただ、その場ではあまり踏み込んだ形での議論をしなかった。ただ、第1次答申に向けての医療のところでご意見があったので、できるだけ近い答申の時に織り込んでいければいい、つまり、それ以前に検討していけばいいのではないかなということ、この2次答申に織り込むかどうかという形での議論の俎上に乗せた。ただ実際には3つの柱というふうにしてるので、そこに入れると環境でも観光でもなくて、広い意味では地方自治あるいは各市町村の地域の問題というふうにして、地方には地方の病院もあつたりもしますので、そういったところも含めてという形で、無理して、あえて無理してこのその他というところに入れた。だから、ここに入れなければ実際には今回、議論という場にはね、なかなか乗ってくる機会はなかったのかなというふうには思う。これはご指摘のような曖昧な言い方ですが、若干、前回からの意見を生かしたいということと、じゃあどこに入れるんだということ、これ1本でというよりは、括り方でここに無理して入れたということ、ある種のご意見、ご批判というのはもったもだと思います。

それでですね、ここの扱いを実際にはどうするかということなのですね。確かにタクシーということだけでいけば、医療のところでは議論しなかったけれども、これは事務局のほうからあったことを必ずしも支持するわけでもないんだけど、まあ一理あるということではある。だから今回のところ出てきてるのは、これは緊急搬送業務の民間委託ということで、病院とかそういうところは先ほどご意見の中でどちらかのほうから出てたと思いますが、そのところであれば、現在の、例えば消防署における救急車と同じような役割を多分担えるのではないかなということ。ですからもうそのところも止めてしまって、最初から仕切り直しをするということも1つの考え方だし、ここにある1つの、ある程度相互に歩み寄った形なのかも知れないけれども、これを生かしていくのか、あるいは生かして更に検討を加えて答申に織り込むのか、あるいは最初からもとの出発点は確かに出てきたように、タクシーのというところがありましたので、それはもうそのところにこだわりながら、もう一度振り出しに戻して、そして2次答申には織り込まないで、次の機会に検討するという形で先送りするのか、そのところじゃないかなと思うんですが。その整理の仕方が間違っていればまた議論は紛糾してしまう

んですが。その点いかがでしょうか。

○佐藤委員：

これちょっと先ほど、何がこの目的、つまりこの申請をする際の目的ですね、搬送業務の民間委託といった場合の目的が何かというのがどうもはっきりしないなと思って見てたんですが、私なりに整理をすると、先ほど最初に言いましたように、搬送そのものの緊急性に鑑みてですね、搬送時間あるいは患者さんをですね、医療機関に到達させる速さを速くするというのが、これは1つあると思うんですね。これは医療的な観点だと思います。それでこれについては、現行もいろいろな工夫がなされているわけですね。信号が青になるようにとかですね、そういうような工夫はなされているわけですが、道警さんの回答にもありますように、日本の道路交通法上ですと、ここに書いてありますように、一時停止や進路を譲るなどの義務を課しているという程度なんですけども、アメリカなんかで見ますと、車は必ず横によけて止まらなきゃいけないですよ。ですからそういうふうなちょっと、もうちょっと規制を北海道については厳しくするとかっていうのが1つあり得るのかなと思います。それをやるかどうかは、これはしなさいという意味じゃないですよ。もし1番目の搬送の緊急性を、もっとそれに対応するという点ではそういうことはあり得ると。

それからもう1つの視点はですね、行政経費の軽減と言いますか、いわば今救急車をですね、タクシー代わりに使うというのが全国的にいろいろ問題になっているわけですね。先ほどご紹介いただいた横浜のケースなんかも、それに対してトリアージというのを導入していこうという、こういう話ですよ。そういう意味での行政経費の削減・軽減という視点でこれを見るということもあり得るかも知れない。いいのかな。それに対して、この消防庁さんの報告書は時期尚早であるというような、簡単に言えばですね、そういう回答をこの報告書はしたということでもありますので、そこをいやいや北海道の場合は、例えば市町村によっては救急車をきちんと、立派な救急車を取り揃えておくことが難しいので、そこはいろんな、これまた事務組合だとか広域連合だとかいろんな工夫はなさっておりますけれども、プラスして民間という手で考えるということもあるという視点でいくということも考えられるのではないかと。私が思いつく限り、その方向・目的をどれにするかによって、方向性は2つあるかなという印象です。ですからちょっと2次には間に合わないんじゃないかなという感じがいたしますね。

○井上会長：

宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

僕もちょっと、目的がやっぱりはっきりしないので、五十嵐副会長が言ったとおりにこれへき地の問題、へき地にですね、あれを絞った想定をして、さっきの資料に出てきた大分県の日田市ですか、あれ福岡県の日田市、大分ですね。日田のあれもやっぱりまちに救急車がないとか、少ないだとかということがある場合に、じゃあ緊急に自分の身内がそうなった時に救急車がない村とかの町村で本当にどうするのかと言ったときにですね。それでもそこに消防署を置けないとか、緊急の病院はないという場合の想定の中で、その地域に、これは民間だろうが役場に専用車を用意しておいて契約の運転手さんになれる人がいて、来たらみんなで手分けをして、その人が乗って、その人を搬送する。とにかく搬送だけは緊急車両として、80キロで大きなまちの救急病院まで運べる

んだというようなことを、例えば整備する段階で考えれば、緊急車両でないと80キロ出せないとかね、赤いサイレンのあれをつけられないとすれば、そういったものを例えば踏まえて、それは民間企業にやれたってね、そんなの採算合わなくてね、300万400万の車を買ったかなきゃなんないわけでしょ。と言った時にね、やっぱりそういったことを地域で考えて、1年ずつこうやって整備していきましょうとかということを経験で考えて、それを緊急車両とできるとかいうような意味合いの中では、僕はもっと考えればね、そういうことが趣旨だったと思うんです、五十嵐さんのやつは。だからその線に沿って、佐藤先生もおっしゃったように、そういったところに絞って考えていけば、間に合えば間に合うかもしれないしね、要望はあるはずだし、そういったことがまず認可されるということを経験で、北海道でやって、地域の産婦人科の問題とかいろんな問題あるじゃないですか、これはもう医療の時でも出てきてて、あるいは普通の緊急車両であっても、北海道の場合は100キロ以上出してもいいとかね、というようなことだと思うんですけども、そう言ったら警察の人がね、それは難しいと言うかも知れませんが。基本的にはだから、とにかく高速でへき地から都市部の病院まで運ばないと間に合わないんですから、それは僕は、北海道の実情に合った形にまとめればね、あげていくことも可能なので、1回まとめていただけたらいいかなと思います。

○井上会長：

山本委員どうぞ。

○山本委員：

先ほどの3つの、第2次提案のカテゴリーの話は、会長の説明でよく理解しました。ただ、もともとの出てきたところのコンセプトみたいなのは、やっぱり忘れないように忍ばせておきたいなところがあるんですね。それで、やっぱり地域医療の問題で、これ緊急にやらなきゃいけないことだからこのカテゴリーでということだと思いますので、その観点でもう少し整理をしていただいて、そこが、的が絞れるように整理をしていただいて、再度議論ということでもいいのかなと思います。

○井上会長：

議論はそういうことでよろしゅうございますでしょうか。

あえて言えばちょっと考え方が違うんだけど、これから皆さん方で検討していくということで、まとめておきたいというふうに思います。

ただタクシーのというのは、私はよくよく考えた方が、私はいいだらうと思うんですね。

それとあと1点は、やっぱり今回の提案というのは、少なくとも一步は前進したということであるのではないかというふうには思ってる。ただ、これは私の意見ですので、延々とこれを言って時間をとるわけにいかないの、これは引き続き審議をするということ。これは前回、医療の問題をやった、それを引き続いてということここであげて、たまたま自治ということがあったので、無理してやろうかということであげましたのであれですが、次回以降どういようなテーマにするかわからないけれども、ふさわしいテーマの中で織り込んでくるなり、あるいはぐるっと1回回帰して医療が出てきた時に、また医療という観点に立って、その中での整合性を図りながら、もう一度提案をしていくという形である。ということで、答申というのは無理でいいですね。

それで、棄却ということではなくて、また本棚にということ、本棚にしまい込んでるのを忘れないように皆さん方していただきたい。よろしゅうございますでしょうか。

それではですね、3時なんですよ、これでまだ終わってない、まだ半分行ってない。

それではですね、ちょっと待ってください、事務局で決められてる順番で行くんじゃなくて、観光のところを先にやらせてください。観光のところというのは、もともとの予定では2時半ぐらいにはもうメドがついてるだろうからと思って、上のほうの☆印からいくつもりだったんですが、これはもう☆印はおおよそその議論を尽くしてますので、○のところ、これを佐藤先生がおられるまでの間ですね、少しやっていきたいと思うんですね。途中で退席されることになるとは思います、まずですね、下からいくかな、75の空港一括管理、こちらのほうからちょっと説明いただけますか。

いや、上も難しいんだろうと思って。上も難しい、まあいいややってください。

○田中地域主権局参事：

はい、それでは資料の69ページをお願いいたします。

空港の一括管理の件でございます。資料8のところからです。

これにつきましては、これまで2回ご審議いただきまして、分権の流れという問題と、あと現実はどう整備を進めるか、そういう2点の中で、今回はその状況の報告でございます。

まず、道州制と空港の移管に関する主な道内議論。北大の山口二郎先生の中で、北海道には新千歳空港という巨大な空港があると。ところが全部、空港行政というのは国が一括して管理しているという話。また16年10月、北海道経済同友会との意見交換。新千歳空港の移管など国があつと驚くようなものを出すべき。あと青年会議所の検討会議におきまして、新千歳空港が国から道へ委譲されると、道州主導で戦略的な北海道を創造できる。それで北海道観光連盟。空港はいろんな形態があるけども、最も効果的な管理方法を検討したらと。あとまた、道州制推進道民会議地域意見交換会におきまして、ここは空港の民営化など、要は霞ヶ関が目をもくような提案を出してはどうかという話でございます。

次に70ページ。

道州制推進道民会議の中で、今年3月のみんなで作る道州制という中で、このような、空港を戦略的に活用してビジネスチャンスをと、冊子の中にこのような記事がございます。そうした中で、道州制で私たちの暮らしがどうなるのということで、空港を戦略的に活用し、例えば道内空港を一元的に管理すれば、いろいろ離島の空港の整備とかもできるとか、あと着陸料を下げ海外のエアラインを誘致することができるといった点での話を、ここのみんなで作る道州制という冊子の中で紹介してございます。

71ページ。

NHKの日曜討論。恵庭市の中島市長が、特区を使って新千歳空港の管理の移譲を求めるべき。また特区についての道民提案、これは今回ベースと議論してきた発端でございます。あと北海道議会第2回定例会、今年の6月でございますが、喜多龍一道議のほうから、国の管理空港の道への移管について特区提案すべきというのが出てございます。あと参考までに、つい最近の話でございますが、今年の11月、道州制ビジョン懇談会というのを今、国のほうでやっております。それで関西経済界のほうから、2009年度中に関西7府県で広域連合の設置を目指す。それで広域連合は、関西3空港の一体的な管理を行うなど、国からの権限移譲の受け皿とすると。従って、特区法を改正して広域連合でもいいよと言ってくれないかという発言が、これは道州制担当大臣も参加しておりますが、そこでの関西経済界委員からの発言ということでございます。

一方、72ページでございます。

こうした大きな分権の流れ、数々の道内議論等もございました。そうした中で、まさ

に今、国費予算要望の時期でございまして、いろいろ今月の20日の内示に向けて、いろんな動きがございまして。そうした中で、北海道が空港整備等にかかってどんな要望してるか、ちょっと整理いたしました。例えば新千歳の関係であれば、新千歳滑走路、いわゆる3,500メートルへの延長を早く着工してくれと。これはいろいろ道側の事情もございまして、国に対しては、今調査費がついておりますが、滑走路延長事業と。次に、国際線旅客ターミナルビルの早期整備ということで、18年から要望をやってまいりまして、21年度中の供用開始に向けて整備が始まったという状況です。新千歳空港のILS双方向化。いわゆる着陸時の計器誘導の関係でございまして、今一方からしかできないので、双方向にしてほしいとの要望を20年度要望としてあげております。あとまた中国、いろいろ自衛隊の関係で着陸の曜日が制限されておりますので、そういった外国エアラインの新千歳乗り入れの拡大を拡げてくれというのでも要望しております。その他あと、その他空港で地方空港につきましても、例えば釧路でございましたら濃霧対策、また函館、ターミナルの拡張、また奥尻とか丘珠とか、種々、2種3種についても要望を行っているという、いわゆる分権の流れと、現実的な対応という点についての宿題返しと申しませうか、そういう説明でございました。よろしく願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

9回、10回に続いて、皆さん方にご議論いただくわけですが、今日は資料8についてですね、道内各界の意見として、この空港の移管に関する考え方・意見というようなものを、事務局から整理して出してもらいました。

これらの点についてですね、今あるのは、この空港の活性化の一環として、75、空港管理の一括化ということでありますので、ご議論いただく時の観点は、最終的に2次答申の関連でそれをどういうふうに扱うのかということ念頭に置いて、ご発言いただければというふうに思います。

宮田委員。

○宮田委員：

はい、ありがとうございます。

今、最後のほうに出てきました、整備に係る要望状況というところがあるんですけども、これやはり千歳空港の滑走路の延長、大事なところだと思うんですけども、こういった3,500メートルの延長などのですね、今まだ調査費の段階ですけども、どのぐらいの総工費がかかりそうなのかなというのは、ちょっとわかるんでしょうか。

(田中地域主権局参事～すみません。ちょっと手元にございませぬ。)

いや、僕が前から言ってるのは、僕の得意分野というか、道路ですとかね、もあるんですけども、要するにある程度の整備は進めてもらって、それでこれ本州方面で議論してるものっていうのは、ほとんど整備が終わってね、もういいと。それで関空があって伊丹があってね、伊丹はほとんど国内線ばかりなのに、それでも結構なあれをやっていて、これをもう一緒にすればね、結構なことができるっていうようなところとか。福岡とか北九州空港みたいにね、国費で新しい空港作ったりとか、そういった終わったところはいいんですけども、北海道の場合はこういった整備がきちんと終わってるのかどうなのかというね、そのあれが終わった上では僕は管理を道内でですね、やってく

方向というのは、これは間違いないと思います。それからそういった戦略でのせてく。だけど、その以前のところは道内にとって本当にいいのか悪いのか。利用料だけで全部やんなさいってことになった時に、本当にできるんですかというようなことも含めたところというのは、僕は、ちゃんと提示しないとね、結局それによってできなくなりましたってことで、延長はなくなりました、ターミナルは今工事入ったんでしたっけこれは。

(田中地域主権局参事～着工になっておりますね。)

着工になってるんですね。それはじゃあ完成させてくれると思いますけども、その後の対応とかいろいろあると思うんですが、その辺ちゃんときちんとできあがるのかどうかというところについて、やはり道民としてのね、メリット・デメリットを考えた時には、あるんじゃないかなと。だからこれはもう少し僕は、今回のあれに間に合わなくても検討をきちっとしていくべきじゃないのかなというふうに思いますけども。

○山本委員：

私も結論は一緒で、もう少しいろいろ情報を得て検討させていただきたいと思います。それでその時に、今、宮田委員がおっしゃった、整備の状況と今後そこにいくらぐらいかかりそうなのかということと、それとそのメドですね、が1つ。

それからどんな人員体制でどんな業務をやっているのか、大卒の業務カテゴリーみたいなものがあつたと思うんですけども、細かいことで大変恐縮ですが、その辺も見ながら、つまりものすごく大量の人がそれをやってるのであれば、こちらも人的にもそういう用意をしなきゃいけないわけですよ。しかもかなり専門度が高かったりすることが対応できるのであれば、全然問題ないと思うんですよ。単純に管理って言ってますけど、どういう業務があるんだろうか。プロの仕事ですよ、道路だって空港だって。そういう人的な、専門度ということも含めて、どんな人数でどんなことをしてるんだろうか。

それから、言わずもがなですが、関係機関というのも多様にありますよね。そこら辺との連携ぐあいがどんなふうになってくのが全くイメージがつかめなくて、それはその後でいいんだよということかも知れませんが、そこで何かまた問題が出てきますね。その辺も懸念します。

○宮田委員：

ちょっといいでしょうか。みんなが言ってるように、ここら辺いろんな道内議論が起こって、とにかく戦略的に千歳空港をね、北海道に観光を呼び込むために、核となってくる空港にいろんなことが北海道の中でできるということは、僕は今後、これ絶対に必要になってくると思うんですが、だから今どういうビジョンを持って、どういうふうな空港活用、それでこれは、やっぱり国際戦略だとか、物流だとか、そういった戦略があつての議論だと思うんでね、そういったことを踏まえない中では、ちょっと僕も結論を出しづらいというところもあるもんですから、是非そういったことについては継続的に、これ決してネガティブな意見ではなく、継続的にこれをやってくということをお願いしたいなと思います。

○山本委員：

すみません、私も補足しますけどね、別に無理矢理国の立場に立とうとは考えていません。ただ、特に新千歳に関しては、非常に重要なポジションを持っているから、その議論を他の道内空港と一には当然できない。それは誰しもがわかってることだし、だか

らこそ前向きに、本当にこっちに来てよかったねというふうにしないとだめだから、と思うんですね。いままで何年かの議論を踏まえた上で、与件をしっかりと精査しておきたいという感じがいたします。

○井上会長：

佐藤委員どうぞ。

○佐藤委員：

私も結論的には同じなんですけど、千歳空港、ターミナルビルとかですね、そういったものを含めまして、若干古くさくなってきましたよね。だから、例えば羽田だとかですね、関西だとか、そういうところと比べると、千歳のターミナルビルの古くささというのはわかると思うんですけども。そういうことを含めると、今すぐがいいのか、ターミナルビルの整備とかそういうのが管理の中でも、国のいろいろな補助金とか負担金とか、そういう話になってくるので、いやそんなに違わないよという話であればこれはいいんですが、滑走路だとか、いわゆる空港プロパーの施設整備のみならず、ターミナルビルだとかですね、そういったところの問題もありそうなので、今皆さんおっしゃると同じようにですね、ちょっといきなりポンと千歳、それともう1つは確か、提案では道内空港を全部一元化するということでしたけれども、それが可能なかどうかですね、この辺もうちちょっとこうイメージとして、大丈夫だなという心証を得たいという感じがしますね。

○五十嵐副会長：

一言、ちょっと苦言めいたことを申し上げたいんですが、これ3回目の議論なんですけれども、ずっと1回目、2回目、同じ議論をさせられてる印象があって、申し訳ないです、本当にこれでやっていけるんですかというか、やりましょうということを議論したいというふうに2回言ってるんですよ。やっぱり何かそうじゃない資料が出てきて、資料が間に合わないということがあるのかもわからないんですけども、何て言うかな、ちょっとこう、こういうことなんだろうかという、ちょっと疑問を感じました。是非、我々も前向きに常に言っておりますので、前向きな資料を作ってくださいというんじゃないんですけども、議論をできる資料を是非用意していただきたいというふうに思います。ちょっとそれしか今言いようがありません。

○井上会長：

私はどうやってまとめたらいいいのか、ちょっと考えながらしゃべりますが、空港の一括管理という方向に向けてですね、一番最初はかなり詳細な資料をバーンと見せられたので、もうちょっとにっちもさっちもいかない、要するにマイナスの部分が大きいというような結論の資料を、事細かく書かれていたのでね、若干我々のマインドも萎縮した部分もあったんだろうと思うんですが、議論を進めていく時には、五十嵐先生も言われてたけれども、これをそのまま言うわけじゃないんですけども、やっぱりここで具体的にどのような資料をというふうに方向付けをしていかないと、結局事務局の考え方、この資料でというのと、我々が期待してるのというのは違うので、お互いにそのあたりのところは議論が緊密になるような形でですね、どのような資料がほしいのか、どのような資料だったら出せるのかというようなところで、今後改善していけばいいのではないかというふうに思っています。

それで確かに、宮田委員からもともと発せられた、いわゆるコスト・アンド・ベネフ

イト、時間軸で考えてということは、一理あるんだろうというふうに思います。堀知事の時から私は道州制というのに関わってますが、一番最初にこれをやった時に、道州制というのを導入したら、北海道はプラスなんですかマイナスなんですか、経済的にマイナスだったらそんなことを進めるわけにいかないですねという話をしたら、私の記憶では、これは1兆2千億円の赤が出るというような話でありました。ただですね、その後いくつかの委員会が変わってくる中でですね、それであってもやっぱり道州制は進めるべきだということの意見の中で、今日に至っている。特に、推進道民会議あたりのところはそうだったように、私は思っています。

それでですね、まとめなんです、ここのところは資料の69ページあたりのところを見るとですね、これは移管に関する道内論議というのは、どちらかというところと驚くようなとかですね、目をむくようなとかですね、というような形で、かなりセンセーショナルに扱っている、少なくとも表現がそういうふうになっているという形です。ですから、そういうところだけでは実は議論は、我々は道民の皆さん方の代表としてですね、進めていくわけにはいかない、片方で宮田委員あるいはその他山本委員、五十嵐委員等々が言われたように、やはりもう少し具体的にイメージが湧く形でね、議論をしていかないと、この委員会でも、少なくともコンセンサスを得られにくいんじゃないのかなというふうに、今日の議論を伺っていて思いました。

それで、多々委員の皆さん方の中には、温度差はあるんだろうと思いますが、少なくともご発言いただいた方々においてはですね、これは第2次答申に間に合わせるというのは、これは若干無理のような表現でしたので、論点整理というのをこれからもおやりいただく中でですね、また改めてどこかの、いずれかの時期に、議論を復活するという事にさせていただきたいと思います。

そういうことでよろしゅうございますか。

(各委員発言なし。)

ではですね、あと1つ何だったろう。観光のところにあと○がある、56、特定免税店制度ということ。これを事務局のほうからまずご説明いただけますでしょうか。

中身、これは資料ありましたか、では説明させていただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

それでは、資料60ページでございます。

資料7、特定免税店制度。ここは前回出しておりますので、前回重複分は省略させていただきますが、一応60ページ、特定免税店制度。それで次の61ページは、右側に書いてありますとおり、沖縄のデューティーフリーショップにつきましては、14年度8億円が17年度165億円と伸びておるというのを、61ページで見いただければと思います。

それで今回新たな資料、62ページでございます。

商品流通の仕組みがなかなかわかりづらく、イメージがわかかなかったものから、例えば毛皮を例にとりまして、毛皮製品、これは関税率20%でございます。それで通常の場合と免税店の場合とどんなようなことになるか、あくまでもモデルケースでございます。それで通常の場合とした時に、欧米でその毛皮、一応10万円とおきました。それで輸入販売代理店は、そこに関税率20%ですので2万円の関税、消費税が5千円、あと代理店の儲けがありますので、管理費等を入れて7万5千円が乗ったと。それで、それをデパートに卸しますことによって、そこでもまた10万円儲けると、管

理費もあると。そうすると、もともと10万円であった欧米で作られました毛皮が、30万円になるということでございます。

ところが免税店によりますと、欧米の原価10万円で、直接この輸入販売等の関税がなくなりますので、デパート、ショップ、免税店でしょうか、ここで仮に利益を同じように10万円、利益とか管理費をかけたとしても20万円ということ、例えば今売られている輸入の30万円の毛皮だとすれば、これがなくなれば20万、10万円ほど浮くのではなかろうかと、というようなイメージをちょっと、浮くというんでしょうか、通常よりも免税店にすればこのような構図になるのかなというイメージを作りました。

63ページは前回提出と同じ。

64ページも同様でございます。

それで次の65ページです。

ちょっとアンケート調査の結果がわかりましたので、言ってみたい旅行先というのを付けております。それで、表がありますとおり、行ってみたい旅行先、北海道が1位と。過去からそうで、そのような状態。それで右側で宿泊旅行統計調査報告、国交省の資料ですが、北海道は延べ宿泊者数が1,141万人で東京に次いで2位。あとその下でございますが外国人延べ宿泊者数、北海道は84万人で東京、大阪、千葉に次いで第4位といった状況。

めくっていただきまして66ページですが、行ってみたい旅行のタイプ。

どんなことで旅行に行きたいかということでありまして、例えば温泉旅行、ゴルフにございますけれども、温泉旅行、自然観光、グルメとございまして、そういきますとショッピングというのも入ってございます、10番手ですか。こんな状況です。それで、それらを右側で行ってみたいの回答比率でいったときに、グルメとか動物園とかショッピングというのがかなり比重が高くなっておるということでございます。

めくっていただきまして67ページ。

それで、諸外国の方で、訪日動機をとったものが67ページの右側です。全体でいくと伝統文化とかが、2-2-4でございますが、36.6。温泉、リラックス33.8。ショッピング32.1と。特にショッピングにつきましては、香港からの方はショッピングが1等賞、韓国の方も2等賞ということで、比較的ショッピングというものに魅力を感じておるということでございます。

一応資料としては、補足としては、以上でございます。恐れ入ります、審議のほどお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

まだ☆印になってない部分ですが、56の特定免税店制度ということで、道民の皆さんから提案をいただいた部分であります。この点について、どういうふうに扱うかということ念頭に置かれた上で、ご意見等々を賜ればと思います。いかがでしょうか。

○山本委員：

すみません、先ほどご説明いただいた中の、沖縄の免税店制度の仕組みのところ、平成17年に飛躍的に販売額が伸びてますよね。これは何か特殊な与件があったのでしょうか。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

17年度にですね、世界的な免税店ショッパーズである、DFSの沖縄の店舗が本格

開設したということで、増加をしております。

○井上会長：

どう扱いましょうか。

○宮田委員：

やはり今観光というのは、景観を眺める、それからグルメ、やっぱり目的の1つはショッピングになってきてまして、北海道もやはりこれだけ観光客が来ている中で、ある意味ではビジネスだとか公用とかってことも含めましてね、これはもう沖縄でやってるんですから、これはいろいろな理由があって内閣府は沖縄で認めたと思いますけれども、北海道といたしましてもね、これからアジアのお客さん達、非常にお金を持ってお買い物していくわけですから、免税店特区を申請をしておきましてね、これの設置場所だとか方法についてはこれから検討することになると思いますけれども、そういった形でですね、北海道としても特定の免税店制度を活用させてもらって、やっぱりお客さんにとってメリットなんですよ。お客さんにとって安くブランドものが買える、それでこの沖縄の場合は上限20万になってたと思いますが、僕は上限についてもね、やはりやるのであればもうちょっと上の、高額の商品まで出ないとやっぱりデューティーフリーショップも出してもね、お店のメリットがあまりないわけですから、そういったことも含めて、今後北東アジアのお金持ちも増えてくることによってね、ここに呼び込む中で、私たちのビジネスチャンスを作る上では、やみくもに作る必要はないんですが、考えられるとすれば、千歳空港の周辺なのか札幌なのか、あともう1つ道東方面ですね、そういった遠いところでもゲートとなり得るところに、戦略的に作れるようにしておくのがいいんじゃないかなと思いますので、僕はこれ是非、間に合うのであれば、☆印にあげていただけないのかなというふうに思ってるぐらいなんですけれども。

○山本委員：

私も早めにどんどんあげていくのにふさわしい、わかりやすいケースだと思います。せっかくサミットが開催されますから、お客様がそれに伴って増えることを、我々も手をうってかなきゃいけませんので、是非これはそこに間に合うように議論していきたいなと思います。それで、内容も今宮田さんがおっしゃったように、時代が変わってきてますので、金額とかもね、あげてもあまり問題がないと思いますし、確か先月ですね、11月の26か29に官邸であった、観光立国推進戦略会議の中でも、どんどん日本国としても応援していこうという論理だったように、ぱっとしか見てませんが記憶しますので、これは進めていきたいというふうに思います。

○井上会長：

ありがとうございました。

皆さん方のご意見はもっともだということで、私自身も伺っておりました。今後の方向性ということでの取扱いの段取りですが、やはりこの2次答申に向けての考え方の原点に戻りますが、来年7月の北海道洞爺湖サミットということ念頭に置きながら、その時機を得てといいますかね、グッドタイミングという形、そこをにらみながら我々は提案しているわけで、それが環境であり観光であったということで、今56番の特定免税店制度、支持がありましたので、是非ですね、第2次答申に向けて、答申案ということでまとめられるように、ご尽力いただきたいと思います。ただ、私自身も、自分でこれをどういうふうに決着つけていくのかなというふうに思いながら、この1~2か月考

えてたんですが、実はいろいろ厄介な問題がないわけではなくて、ただですね、いつ出せば、どういう形で出せば、落とせるかというのは、これはそれなりにやっぱり、戦術、戦略を考えて行かなきゃいけないので、そのところは、ちょっとまた私もあと1週間程度の間考えていきますけども、是非ですね、準備という意味では、これは進めておいていただきたい。それを一緒に出すかどうかというのは、また改めてですね、検討していきたい。つまり私自身はもともと今日消えてますけれども、⑤の観光振興特区の中にこれが3つあって、通訳案内士、外国人人材受入れ、それにかっこして特定免税店制度ということで、3点セットで出せていければ一番理想だなと思ってたけれども、いろいろ状況をチェックすると、これはもういろんな部分で政治の日程もありますし、行政、省庁のいろんなスケジュールもありますし、そのあたり考えてくると、そこを考慮してやる必要があるのかなということもありますけども、長くなりますのでここでやめます。是非ですね、鋭意準備は怠りないようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

それではですね、残ってる部分をやりたいと思いますが、これはこれからは、答申案という形でおまとめいただいたものですので、最終答申になる前にもう一度筆を入れる可能性はありますが、これまでの議論に基づいて本日ご用意いただいた答申案の検討という形で、おやりいただきたいと思います。上からいきますか。お願いいたします。

○田中地域主権局参事：

それでは資料の1ページ目、答申案、資料の2でございます。

森林審議会の所掌事務等の拡充。これは森林法68条の森林審議会につきまして、所掌事務がこの法律の施行に関する重要事項が明確でないと言われております。しかしその他の林業施策につきまして、条例設置の審議会を設けておりますことから、その辺につきまして柔軟な対応ができないと。

従いまして、課題といたしましては、森林整備とその後の利用につきましては本来一緒なので、環境問題もいろいろ注目されている中で、2つの審議会を一緒にやったほうが効率的であるということから、また、地方分権推進委員会の勧告の中でも、森林審議会につきまして、地方の裁量で審議内容とか組織・運営等を弾力的に設定する仕組みが必要であるという趣旨に基づきまして、目指すすがた。

森林審議会の所掌事務等の拡充と。右上に権限移譲、条例制定範囲の拡大と入れております。これは前回の資料に入っておりませんでした。その事柄の性格を一応表示いたしました。あとはいわゆる法律設置の森林審議会、条例設置の森林づくり審議会、これを権限移譲及び統合いたしまして、所掌事務及び組織等を地方の裁量で拡充し、審議内容を条例に委任していただくということで、それによりまして一番下、林務施策全体の方向性の理解、また、より専門的な審議ができるということでございます。

以下、資料2ページは前回同様。

資料3ページは分権委の報告。

それで資料5ページ、新旧表でございますが、基本的に前回と同様の形で整理し、最後6ページに法律をつけてるという仕組みでございます。よろしくようお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

何かご意見があればいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

もう何回もやってるからというのはありますので、先に行つてよろしいですね。資料の3に基づいて、次の案件をご説明いただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

7ページ、人工林資源の的確な管理体制の構築。これにつきましては、木材輸入量の大幅な減少が約80%とかになりまして、北海道の伐採量が急激に増加。皆伐面積1.8に対しまして、造林面積1.0、造林未済地が増加しておると。

こういう中で、課題といたしましては、森林が二酸化炭素の吸収源また貯蔵庫であるという北海道の特性がございますので、無秩序な伐採は環境保全や資源の持続的利用の観点から適当ではない。伐採抑制の必要性。次に森林計画制度、これは市町村別、都道府県別となつてございますが、やはり材の流通、また、森林の公益的機能の効果、これは市町村の域を超えて広域的であることから、道と市町村が連携して計画をつくり資源管理をやっていくと。また、計画の認定基準、施業計画の認定基準、届出制度、全国一律と。従つて、北海道独自に追加、上乘せができる仕組みが必要ということから、目指すすがた。

人工林資源の的確な管理体制の構築。これは権限移譲及び条例制定範囲の拡大でございます。それで森林計画制度、施業計画の認定基準、届出による伐採につきまして、森林計画、道がつくる計画と市町村の計画を統合する。次に樹種別伐採量の追加ということで、道自体の上乗せ基準を作る。道独自に伐採量を抑制するという事で、新たな審査手続を追加したいということで、一番下でございますが、北海道の森林資源の保全と循環利用の両立を図っていきたいということでございます。

めくつていただきまして8ページの資料、人工林の資源管理対策。

これは前回佐藤委員のほうから出されまして、いわゆる皆伐を抑制するだけではなくて、造林はどうなっているんだというご指摘を受けて、新たに整理した資料でございます。それで、伐採跡地が増大するということが問題なんだというところに立ちました時に、真ん中がございますが、人工林の資源管理対策を検討していくという時に、左側に皆伐の抑制対策、右側に造林の推進。従いまして、皆伐の抑制及び造林というものは車の両輪であるという位置づけといたしました。それで、皆伐の抑制対策として、左下でございますが、道州制特区提案として人工林資源の的確な管理体制を構築したいというのが今回の提案でございます。一方、造林につきましては、造林事業の推進、公共予算を確保して森林計画制度に基づいて計画的にやっていきたいということで、伐採を抑制、また、確実な造林、それによって伐採跡地を解消したいということで、この資料を追加させていただきました。

次に9ページ、10ページ、11ページ、12ページは、基本的には同じでございます。

それで13ページ、新旧でございますが、ここは若干、13ページでございますが、特区提案、右側、権限移譲後、特区提案のところでございますが、特区提案と書いてある○の2つ目、市町村森林計画。市町村は市町村森林整備計画をたてなければならない。ただし北海道は除くと、いったような書きぶりで、法の規定を変えようかという点が前回にちょっと追加してございます。

以下関係条文でございますが、前回同様でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

只今の説明に関しまして、ご意見等あればお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

ご発言がないようでしたら、今日のところはこれで確定させていただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、資料4に基づきまして、国土利用の規制権限等の移譲ということで、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

資料17ページでございます。

まず現状、今、土地利用につきましては、国土利用計画法に基づきまして、いわゆる5地域、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域とございますが、現実には都市計画法や農振法など個別法によりまして、いろいろ国の関与、規制があるということから、土地の利用及び保全に関する権限は基本的に都道府県の権限とすべきということで、1つには許可権限がまだ国に残っており、また2つ目には、決定にあたって関係大臣の協議や同意を要するというので、分権の観点から、国は全国を通じる基本的枠組みを法律で定めるに止め、未だ国に残っている権限の移譲、そしてまた将来的には国の関与の縮小を図り、北海道が一括して調整すべきであるということで、目指すすがた。

権限移譲でございます。農地転用の許可や保安林の指定等に係る国の権限の移譲。これは4ヘクタール超の農地転用の許可権限、これは2ヘクタールから4ヘクタールの協議を含みます。あとまた民有保安林の指定・解除等の権限。これは全国的な統一性の確保などを名目として国に留保されてございます。それで今回提案。これを権限移譲していただきまして、北海道がすべて決定すると。それで将来的に国の協議・同意の廃止ということで、今多々、国土利用計画法以下、各省との協議がありますが、こういった国の協議・同意は廃止をしたいということで、一応2段階の形でございますが、まずは権限移譲。将来的には関与もなくしたい。志は高く、しかし一歩ずつ着実にという形で、ちょっとホップステップの状態でございます。

めくっていただきまして、18ページでございます。

18ページは今回、国に残っている権限ということで、いわゆる許可権者のところを見ていただければ、今回対象としておりますのは、農水大臣に許可権限が残っております、農地法及び森林法につきましては、その協議を含めまして一括して北海道に移していただきたいという趣旨でございます。従ってこの協議とかが先ほど申しました法定受託事務になっておりまして、ところが本体の権限が北海道に来るものですから、残っちゃってる協議がなんで法定受託事務なのかというのが先ほどの問題意識でございました。それで将来的な課題の中で入ってくるのは、次の方針・マスタープラン、19ページでございますが、これは将来的な課題でございます。

次、20ページも将来的な課題と。

それですみません、21ページは農地法第4条第2項、農地転用許可基準ということで、農地法施行令、農地法施行規則。かつて資料をお出ししたことがございますが、この中で、右側に農地転用許可基準の制定についてということで、34年の通達を書いて

ございます。それで、平成10年の農地法改正の際に、通達を法令に引き上げたという経過がございまして、結局通達が法令となってしまいまして、がんじがらめな状態になってしまったということで、本来法律は基本的枠組みとすべきと主張しておりましたが、逆にこんだけがちがち法律で基準が書いてあるんだから、権限ぐらいちょうだいなという気持ちで提案したいと思っております、あえてこれを参考資料に付けたいと思っております。

それでめくっていただきまして25ページ、例えば25ページ、ちょうど真ん中のところでございますが、二というところで、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね300メートル以内に次の施設のいずれかがある。鉄道の駅とか。これはかつて通達でも鉄道とかうんたらから至近距離にある農地はということがあって、これはわざわざ300メートルとまでその施行規則に書いてあるということが、非常におもしろいなと思っております。

また26ページ。こちらは前回紹介いたしました、いわゆる1キロメートル、鉄道の駅から、そこから1キロメートルとか、おおむね500メートルですか、こういうことが全国一律になっているということで、ここまで法令で規定されているんだから、権限ぐらいいただきたいという形で、持って行きたいと考えてございます。

次に、飛びまして28ページでございます。

28ページはこれまで、国の関与についてと、今回将来課題といたしました国の関与、これは自治法の245条の3、関与の基本原則というのがございます。それでその4項で、国は、法令に基づき国がその内容について財政上又は税制上の特例措置を講ずるものとされている計画を作成する場合など、そういうものを除いては、同意などそういう行為を要してはいけないといったことで、なぜ同意があるかといった時に、この税財政上の優遇措置があるということを理由としておりますので、今回継続検討というか、将来検討といたしました。あと分権の考え方を参考に付けております。

あと29ページ、30ページは新旧で、前回一本でございましたが法律が異なりますので、農地法、森林法を分けて付けてございます。

以下参考条文でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

資料4に基づきまして、国土利用の規制権限等の移譲ということで、事務局から説明いただきました。只今の説明等々に関しまして、ご意見あるいはご質問があれば、お出しいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(各委員発言なし。)

もう何度も見てきてきましたので、今日のところはこれで確定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、次は資料5、33ページですが、廃棄物処理法に基づく権限の移譲、答申案ということで、事務局から引き続き説明をお願いいたします。

○田中地域主権局参事：

はい。前回資料、北海道らしい循環型社会の構築としてございましたが、現実に要望に当たりまして、廃棄物処理法に基づく権限の移譲と具体化いたしました。現状、家畜

ふん尿や林地残材などバイオマスが存在しております。それで廃棄物処理法に基づく許可、道や市町村など許可権者が複雑でございます。あと施設の設置基準、全国一律ということから、まず課題といたしましては積雪寒冷である本道の特性等も考慮した、廃棄物処理施設の設置とか、許可手続をどうするかという問題意識に立ちまして、廃棄物処理法に基づく権限の移譲といたしまして、1つには再生利用の特例認定。環境大臣が持っております権限。また、廃棄物処理施設の設置基準、全国一律の基準につきまして、権限を移譲いただき、道が再生利用、いわゆるリサイクルの場合に、道が一括して認定する。また、道が廃棄物処理基準につきまして、道の独自の条例で上乘せ基準をやりたい。ここがすみません、先ほど法定受託事務で申し上げました、法定受託事務になっている廃棄物処理の許可につきまして、上乘せ基準をできるかどうかと。こうやって要望するに当たっては、先ほどの法定受託事務の関係が出てくるものですから、別途先ほどの、そのような状況でございます。それでどうなるかということ、例えば水道水源への配慮など、いわゆる安全・安心、廃棄物処理施設だけではなくて、安全・安心な住民の暮らしを守るということになるかと思えます。

めくっていただきまして34ページ。こちらは全体の位置付けでございますので、北海道らしい循環型社会の形成を目指して、右側でございますが、条例を制定し、また特区法を活用していくといった、大きな流れを書いております。

それで、35ページ、36ページは前回と同様です。

37ページは、若干、前回出ました資料を2つ、いろいろ合わせておりますので、基本的には出し資料でございました。

それで38ページも出し資料で、39ページは釧路の、前回もご説明しました釧路の裁判例は、やはりいかに国の基準がきついかという意味から、あえて付けました。

次に40ページが新旧表でございます。基本的には前回と同様でございます。

それで佐藤委員ですけれども、前回佐藤委員からの宿題がございまして、許可の基準については、釧路の訴訟を受けて法律が改正されたのかという点がございました。そこは釧路の訴訟を受けて許可基準の改正があったかどうか、真偽は不明でございました。ただ訴訟後の法改正であるということだけは一応確認できておることです。あと佐藤委員から、政令市との協議をどのようにしていくのかという宿題が出てございました。それで現時点、今札幌市等と協議することは考えてございませませんが、権限移譲後、政令市の取り扱いを含めまして、基準の内容をどうするかを含めて、十分協議しながら検討していきたいということで考えてございます。

以下関係法文でございまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

廃棄物処理法に基づく権限の移譲ということで、答申案、用意しているものを説明させていただきました。いかがでございましょうか。ご意見、ご質問があればということですが。

(各委員発言なし。)

では本日のところは、こういう形で確定させていただければというふうに思います。

では、環境のところから観光のほうに移らせていただきたいと思います。これは観光振興特区というふうになってますけれども、その前に、今のところの前に出してるのが、北海道観光おもてなし特区ということで、これについて事務局のほうからご説明い

ただきたいと思います。

○田中地域主権局参事：

はい、47ページでございます。

観光につきましては、多彩で個性あふれる観光地づくりが求められておる中で、あたたかいおもてなし、安心して快適に観光できる体制整備、またリピーターの増加といった観光地づくりを目指す必要があるとの視点に立ちまして、北海道洞爺湖サミットの開催、諸外国からの注目がございますので、特にまたきめ細かな対応が必要と。それで課題といたしまして、外国人来道者の受け入れ体制、また、母国語の通ずる外国人を長期的に確保する必要性などがありますが、なかなか現実的には長期滞在が難しくなっている。また、地域限定通訳案内士制度が創設されておりますが、試験の実施基準が非常に細かいと。国が定めているのでオリジナリティを發揮しづらいということから、目指すすがたをいたしまして、北海道観光おもてなし特区の創設ということで、外国人従業員の受入れ促進及び地域限定通訳案内士試験における裁量の拡大という2点につきまして、ホテル従業員等の在留期間の確保という問題、また、地域限定通訳案内士の道独自の試験方法の設定といったものについて、提言をしていきたい。なお、先ほど会長のほうからお話ございました税関係につきましては、今調整中でございます。

それでめくっていただきまして個別の点でございますが、48ページ。

外国人人材受入れの促進ということで、非常に外国人観光客が年々増加しておるという中で、やはり宿泊施設で母国語が通じるのはポイントであると。それで、道内施設の9割は外国人を受け入れておりますが、英語はできる人が52%ぐらい、中国語、韓国語は非常に少ないということになっております。しかし、出入国管理法では例えば一定の要件を満たす技能を持つシェフとか、インストラクターにつきまして、3年又は1年の滞在期間が認められておりますが、非常に範囲とかその要件、オリンピックに出たことがあるとか、国際大会とか、要件も厳しくなっております。研修制度もありますが、あくまでも1年。従って、中長期的に外国人を安定的に確保、人材確保をしたいということで、目指すすがた。観光業務に従事する外国人人材の確保。出入国管理法において3年又は1年の滞在が認められている、シェフ、インストラクター、また活動基準につきましては、産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を有する業務ということで、このような方々につきまして、観光関連業務に従事する高度なサービスを提供できる外国人ホテルマンなどを追加したいということでございます。それによりまして、外国人観光客のホスピタリティの向上が図られ、魅力アップというふうに考えてございます。

めくっていただきまして49ページです。新旧対照表。

それですみません、前回、現行のところの法令制度の上にホテルマン、前回ホテルマンの宿題が出ております。それでホテルマンとは、これは日本標準職業分類によりますと、ホテル・旅館のフロント係は受付案内事務員、それで接客とか案内、客室の整備、ホテルサービスを行う者、旅館・ホテル接客係というふうなことなんです、大変困りまして、とりあえずホテルマンとしております。ただホテルマン、マンは何かと。人間と考えるか、ホテルパーソンかと。どうしたらいいか。またスタッフじゃないかと、ホテルスタッフでいいのかと。そこがすみません、ここを含めましてご審議いただければよろしいかと思いますが、今回の資料ではホテルマンということで、一応整理いたしました。ただベルボーイについては、ベルボーイ、ベルガールとちゃんと言うようで、大変ちょっと困ってございました。すみません。それで、その後は既存の資料でございますので、既存と言いますか法令の関係でございますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○井上会長：

次の地域限定通訳案内士も一緒にやっていただけますか。

○田中地域主権局参事：

はいすみません、それでは52ページ、地域限定通訳案内士における裁量の拡大。

これは、前回五十嵐委員のほうから、本来規制緩和じゃなくて権限の移譲ではないかと、むしろ後退したのではないかというご指摘を受け、庁内検討をいたしました結果といたしまして、前回基準の緩和といったものが、裁量の拡大ということで、若干拡大しました。それで地域限定通訳案内士につきましては、現状でございますが、外客誘致法等の改正で、全国一律の通訳案内士のほかに、地域限定の案内士が導入されたと。北海道も20年度から試験の実施をしたい。今の試験基準は国が細かく決めており、道のオリジナリティが発揮できる部分が制限されているということで、目指すすがた。地域限定通訳士試験の基準の緩和。関与の縮小をして、北海道独自の試験方法等を設定したいということでございます。これによりまして、地域の事情に精通したガイドを養成することができるとともに、幅広くユニークな人材の確保ができるということでございます。それで前回山本委員のほうから、政府の観光立国推進戦略会議が出しました、11月26日、北海道洞爺湖サミットを契機とした、北海道、日本の魅力をどうするかと、提言です。この中で、現実的に今提言の中で、地域限定通訳案内士制度の導入（北海道）ということで、中に一応、限定通訳士が位置付けられておりまして、後ろ盾もあるというのが確認できております。

それで次は53ページ。

これは前回も付けておりますが、都道府県が外客来訪促進計画を立てるに当たっては、国の同意が必要であると。これは先ほど国の関与で見ましたが、その下に補助制度、観光ルネッサンス事業の創設というのがございます。これは国交省におきまして、全国予算枠2億9千万円の予算枠を持ってございます。それで北海道は一応2千3百万ほど補助実績があるということで、この促進計画につきましては、こういう補助制度もございまして、国の同意を必要とするというような制度でございます。

次の54ページは前回と同様です。

以降も、通訳ガイド育成の検討委員会の報告書、その中での実情。

また57ページは新旧対照ということで、あと関係法令でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上会長：

ありがとうございました。

資料6に基づいて、北海道観光おもてなし特区、これは初めて出てきたんだと思いますが、観光振興特区について2つのブランチ、外国人人材受入れの促進、地域限定通訳案内士における裁量の拡大ということで、説明がありました。ご意見、ご質問があればお出しいただきたいと思っております。

ちょっと私のほうからなんですけど、これの順番がもともと通訳士から外国人人材受入れとなっていて、これ自体も特段の意味が、論理的にはないんだらうと思っておりますが、今回こういうふうにしたのは、何か意味があるんですか。特段意味がない。

○田中地域主権局参事：

あえて申し上げますと、比較的議論が少ない方から先に並べました。

○井上会長：

誰の議論ですか、それは。

○田中地域主権局参事：

提案検討委員会の予想されるべき議論が少ないと思われる方から並べました。

○井上会長：

わかりました。

それで余計なことなんだけど、地域限定通訳案内士というのは、例えば英語での名前だとかは考えてあるわけ。

これは何、こういうものというのは、どこの段階で考えるんですか。

○経済部観光のくにづくり推進局：

国のほうでですね、要綱のほうで、確か免状の形までですね、定めがございまして、その中に確か英語名も記載がされてございました。

○井上会長：

そうですか。

その他ご意見あればお出しいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。宮田委員どうぞ。

○宮田委員：

ありがとうございます。

観光振興特区、今日観光おもてなし特区と初めて出てきたので、観光振興特区（おもてなし特区）ということなんだと思いますけれども、どちらでもいいと思いますが、これは是非進めていただいて、今まで議論してきたものがまとまっているだけのことでありますけれども、あとホテルマンと言うのか、ホテル従業員という言葉で統一するのか、ホテル何とかなのかということも、ここで決めなきゃならないということなんですか、わかりませんけれども、それはどうでもいいと思いますね。それで、基本的にはホテルの人ですよ。ホテルのフロントにいたりだとかね、スタッフですよ。だからそれはわかればいいことであって、ホテルパーソンなのか、ホテル従業員、ホテル従業員なんですかね。それはあまり大きな問題ではないので、趣旨としてはそういうことで、是非これを早く出してですね、来年にもつなげ、また今後の国際観光に備えていくべきじゃないかなというふうに思いますので、私はさっきの免税店特区も、さっき会長がおっしゃったように間に合えばですね、3本柱で、これが観光振興特区として出せれば、非常に強力なインパクトのあるものじゃないのかなというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○井上会長：

ありがとうございます。

山本委員どうぞ。

○山本委員：

全く賛成です。それでやっぱり振興特区にしても、おもてなし特区にしても、何かも

う1本ないとちょっと、何かちょっとこれだけだと特区という、もちろんこれもね、大変なんですけど、是非、入れると姿がいいですよ。やっぱりおもてなしというのが非常にわかりやすいことだと思います。それと先ほどのホテルマン、いいと言ったらいいんですけど、しかし今の流れで言うと、国際的にも多少気に留めて、気持ちよく受け止めていただけるような表現がいいのではないかなと思いますね。以上です。

○五十嵐副会長：

今のホテルマンのですね、名称じゃなくてですね、この活動の中身とおもてなしというこの意味合いなんですけれども、要するにこう、私がイメージしたのはフロアにいて、要するにホスピタリティのあるホテルマン、要するにそのアメリカで教育されているホテルマンというのは、すごく地位の高いホテルマンで、日本のいわゆる客室サービスとは全然違う取り扱いですよ。そういうイメージだったの、ちょっとこのイメージですね、もうちょっと付け加えてもらったほうがいいかなと思ったのは、何も通訳だけではなくて、広報、宣伝などって書いてある、このなどの中に、そういうホスピタリティとか、接客の専門という意味合いのほうを書いていただいたほうがいいのかなという気がいたしましたので、ちょっと確認をしていただければと思います。確認して入れていただいて出すということですけど、お願いします。

○井上会長：

よろしいですか。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

今、委員おっしゃられたのは、新旧対照表のですね、ホテルマンの活動基準の翻訳、通訳、語学の指導の部分でございますか。これはですね、現在ホテルでも外国人従業員の方いらっしゃいます。それはですね、翻訳、通訳、語学の既に認められている…。

○五十嵐副会長：

わかりました、意味合いが。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

わかりますか。はい、失礼します。

○五十嵐副会長：

新のほう、そっちのほうの活動基準にホテルマンと入っているという、そういう意味合いですね。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

今はこの基準で日本に入ってるという意味なんです。

○五十嵐副会長：

それを、権限移譲後はこういうふうにしていきたいということですね。

○下岡観光のくにづくり推進局主査：

ホテル業務の専門家として来ていただきたい、そういう意味でございます。

○五十嵐副会長：

そうですね、そうしますとここがちょっと引っ張られちゃったので、こういう人達の権限かなと思ったので、そうじゃなくて、やっぱり質の高い人を認めるんだということであれば、新のほうにちょっとその内容を付け加えていただいたほうがよろしいかなと思います。

○井上会長：

よろしいですか。

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

では、本日の時点では、このように確定させていただきたいと思います。

それで今、かなり厚いレジュメの部分で、項目別資料一覧に基づいて言いますと、答申案という形で、森林審議会以下全部で5件、6番が2つに分けてありますので、6件ですかね、そういうような形で2次答申に織り込むという形で、今日ありましたご意見も踏まえてですね、ファイナルの部分準備させていただきたいということでもあります。その他ですね、今日の審議で残ったのが、答申案という形で次回は☆印にさせていただきたい部分、それももう☆が消えていかないようにさせていただきたいのが、町内会事業法人制度、そして地方自治法の規律密度、特定免税店制度ということで、これは☆印という形でお出しいただきたい。特に、特定免税店制度というのは、今、先ほどのところはおもてなしのところ2本でしたけれども、3点セットという形でできるようにお努めいただければというふうに思います。その他、本日議論しました中では緊急自動車、空港の一元管理というのは、今後引き続き検討するというような状況で、第2次答申には織り込まないという形で、ご意見が個々その場所で整理されてきたと思いますが、その認識で間違いないでしょうか。

よろしゅうございますか。

ではそのようにお願いしたいと思います。

ありがとうございました。

ではですね、2の次回委員会についてということで、もう先ほどから次回は☆印にいうように申しあげましたように、次回、甚だ申し訳ないんですが、もう一度お集まりいただければというふうに思っております。それで私自身も、日程がいつになったのかわからないんですが、いかがでしょうか。

○田中地域主権局参事：

今お配りしておりますが、今のところ可能性があるとして、12月17、月曜日の午後でしょうか。それか18の午後ぐらいかなというふうに、先生方のお集まり状況を見ると、そのようなイメージかと考えております。恐れ入ります。

(各委員間で日程調整)

○井上会長：

では、12月17日月曜日、午後2時から、14時からということで、事務局のほうでセットをお願いできますか。

(川城地域主権局長～はい。)

よろしくお願ひいたします。

○田中地域主権局参事：

すみません、場所につきましては、別途またご連絡いたしたいと思います。
恐れ入ります。

○井上会長：

ではよろしくお願ひしたいと思います。
私のほうから説明することは以上のようなのですが。
はい、どうぞ。

○五十嵐副会長：

さっきちょっと資料のことで苦言を申し上げたんですが、ちょっと補足して。1分で終わります。前回、本格的な道州制という言葉が初めて飛び出して、今道州制特区のところで議論をしているわけですけども、できるだけやっぱり本格的なというか、道州制の姿を思い描きながら。ただ、難しさはよくわかっていまして、先ほどの空港の整備というのは、やっぱり権限とかそういう問題ではなくて、どちらかというところと財源の問題ですし、税制をどうするかということも含めたり、交付金の問題であったり、様々なお金に関する事というものは、なかなか特区という中での議論がしにくいんだと思うんですが、あえてやっぱりその議論も、ですから全体の絵がほしいと言ってるのは、整備とか何とかということも本当は空港を考えると必要なんだけれども、この部分は特区なんだけど、こっちについては別の方法というか、本来考えると道州制なんだけれども、今はそれができない。だけれども我々はどうしていきたいんだという、そういうやっぱり議論をしていかないと、いつまで経ってもそのところで常に行きつ戻りつのような気がしたんですよね。それで今日議会の話も出まして、やっぱり行政だけじゃなくて、議会も変わらなきゃいけないし、もっと言えば山本さんがおっしゃった道民が変わらなきゃいけないというところがあると思いますので、そこを念頭に議論ができていければいいのかなと思っております。以上です。

○井上会長：

私が答えるわけにはいかないんですが、今の点はもう少し人数が集まった段階と、あと事務局のほうで個別に各委員の論点を、道州制と、道州制特区というところの関連、あるいは兼ね合いの問題を少し整理していただければ、これは特に急ぐことではないと思うんですが、お願ひしたいと思うんですね。それはなぜかというところ、これはもともとこの議論をやる時に、特に医療のところでもそうでしたけども、例えば医療制度ということの大きなビジョンというものを何も描かないまま、例えば個別の法律あるいは個別の規制というものを緩和したり、権限を移譲してもらおうというところの議論というのを、我々は、特に1回目は期限がありましたので、やってきたわけですね。これは様々なやり方で、非常に道民にとって身近なところ、これは規制がかかってたり、あるいは現行の法律がというところがあるので、そのところからもともと道民提案というのは始まってきた。だからそれを整理する形で、これは私自身の理解では、それを1つずつ整理するというところ。ただ、道州制そのものということが大まかな形でわかっていないと、みんな描いてるイメージがバラバラの中で行くと、多分議論が個別の法律の話にしたって、発散してしまっていて、まとまりがなくなるということもある。ただ、議論を事前にどこかで整理しておいていただきたいというふうにするのは、これは道州制そのものものと

ころを、これはもう堀さんのところから何回もやってきて、いつも何か議論が違うわけで、ここでそれをやってくると、やるとですね、時間をかなり使わないと、道州制とは何かという、じゃあ道民は議会は市町村はというところの役割は、これはもう、また再びですね、議論が収束しないまま行く。それでこのところは、我々に課せられた任務というのは、道州制特区の案を検討していただきたいということで、知事から付託を受けてる、議会から付託を受けてるというふうに思いますので、結局、片方では大きな方向性が見えなければできないねというのと、ここはやらなきゃいけないねというね、そのところをどこかで整理して、ワンラウンド終わった段階でも、やっぱりやらなきゃいけないだろうと思う。これはいろんなところで、つい最近もある雑誌のインタビューを受けましたけども、これは上から行くんですかね、下から行くんですかね、ただ、状況から考えるとやっぱり地元では下から行くんでしょうね。個別の案からの積み上げで行くんでしょうねというような話もありましたけど、それに縛られることはないので、そこはちょっと整理した上で、今後の議論が、そのものがまた拡散するところから始まらないようにしていただきたい。よろしいでしょうか。

それで、私は今日、2時間で3時に終わると思ってたんですね。私どももそうですし、傍聴されてる方も3時間延々とやって、手洗いにも行けないということで、甚だご迷惑をおかけしました。よろしくお願いいたします。

では、これにて終了ということで、ご苦労様でした。